

令和4年度
包括外部監査結果報告書
【概要版】

<テーマ>

港湾事業に関する財務事務の執行
及び事業の管理について

兵庫県包括外部監査人
公認会計士 高橋 潔弘

目 次

第1章 包括外部監査の概要

I. 外部監査の種類	1
II. 選定した特定の事件（テーマ）	1
III. 事件を選定した理由	1
IV. 監査の対象期間	2
V. 監査の着眼点及び実施した手続	2
1. 監査の着眼点	2
2. 実施した手続	3
VI. 監査対象の選定方法、監査の概要	3
1. 監査の概要	3
VII. 監査の実施期間及び補助者	6
1. 監査の実施期間	6
2. 補助者	6
VIII. 利害関係	6

第2章 港湾事業の概要

I. 港湾事業の概要	8
1. 県の港湾の概要	8
2. 港湾事業に関連する県の主な計画	20
II. 港湾事業を所管する組織概要	23
1. 県土整備部の組織概要	23
2. ひょうご埠頭の組織概要	24
3. 新西宮ヨットハーバーの組織概要	24
III. 港湾事業の各種事務	24
IV. 港湾事業の指定管理者	24
1. 導入経緯	24
2. 指定管理者導入状況	24

第3章 包括外部監査の指摘事項及び意見

I. 総評	26
1. 初めに	26
2. 全般的事項	27
3. 県民局・県民センター（土木事務所・港管理事務所）	35
4. 外郭団体	40
5. 指定管理施設	40
6. 終わりに	43
II. 監査項目別の指摘事項及び意見の数	44
III. 指摘事項及び意見	46

第 1 章 包括外部監査の概要

I. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件（テーマ）

「港湾事業に関する財務事務の執行及び事業の管理について」

III. 事件を選定した理由

兵庫県（以下、「県」という。）では、港湾法（以下、「法」という。）に基づき設立されている港湾が 30 港存在する。その内、神戸市が管理する神戸港、洲本市が管理する古茂江港を除く 28 港を県が管理しており、兵庫県県政改革方針（令和 4 年度実施計画）の中で、「港湾の機能強化・利用促進」を取組内容の一つとして掲げている。

港湾の中長期政策「PORT 2030」（平成 30 年 7 月 国土交通省港湾局）によると、東南アジアをはじめとした新興市場の拡大と生産拠点の南下、アジアクルーズ市場の急成長、資源・エネルギー獲得競争の激化と低炭素社会への移行、世界の主要港におけるコンテナターミナルの自動化の推進、パナマ運河拡張や北極海航路の本格利用に伴う調達先や輸送ルートが多様化など、我が国の港湾を取り巻く情勢は大きく変化してきているが、兵庫県港湾統計年報に示された令和 2 年の入港船舶数、入港船舶総トン数、取扱貨物量はいずれも前年に比して減少しており、また、それ以前の状況と比較した場合でも減少傾向にあるなど、県の港湾事業は厳しい競争環境に置かれている。

県の港湾関連事業費は、令和 3 年度当初予算において一般会計は 31,004 百万円、特別会計（港湾整備事業特別会計）は 6,998 百万円という多額の歳出予算が編成されており、その中で、数多くの**請負事業、委託事業**等が実施されている。港湾は、県の物流や産業において重要な役割を担うとともに、災害時の緊急物資輸送など防災面でも果たすべき役割は大きい。その一方で、各港湾施設整備や老朽化対策等は多額の財政支出を伴うものであることから、港湾事業に係る各事業は大変重要なものであるとともに、**それらが経済的、効率的に実施されているか**、また、県民生活を支える重要なインフラである**港湾施設の維持管理が適切に実施されているか**という点に関する県民の関心は高い。

また、県では、兵庫県港湾施設管理条例（以下、「県港湾条例」という。）に基づき、

一部の港湾施設に対して指定管理者制度を導入しているが、指定管理者制度導入施設については、**指定管理者による効果的、効率的な運営と県による適切なモニタリングが行われているか**が鍵となる。さらには、県は、港湾事業を推進する上で、港湾事業に関係する**外郭団体**に対して様々な業務の委託や港湾施設使用料の減免等を行っているが、県の港湾事業を取り巻く環境が大きく変化する中、**外郭団体との関係を改めて見つめ直すべき時期が来ている**と考えられる。

港湾は、同じインフラ施設である道路や橋梁などと比較して、県民が直接的に利用する機会は少ないと考えられるものの、我々にとって欠かすことのできない「衣食住」の多くが船舶を利用して輸送され、港湾を通じて県民のもとに届けられていることから、県の社会経済活動に重要な影響を及ぼすものである。その一方で、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、県は引き続き厳しい財政運営を余儀なくされることが予想される。従って、**県の港湾事業に係る各事業の有効性、効率性等を監査することは大きな意義がある**と考えられるため、特定の事件として選定した。

【令和3年度港湾関連事業費（一般会計・港湾整備事業特別会計）】

(単位：千円)

区分	予算額	支出額		
		令和3年度支出額	令和4年度繰越額	合計
一般会計	31,004,840	18,062,294	12,857,414	30,919,708
港湾整備事業特別会計	6,998,276	4,028,089	1,635,300	5,663,389
合計	38,003,116	22,090,383	14,492,714	36,583,097

IV. 監査の対象期間

原則として令和3年度（必要に応じて、令和2年度以前の各年度及び令和4年度についても対象とした。）。

V. 監査の着眼点及び実施した手続

1. 監査の着眼点

- (1) 港湾事業に係る契約・支払等の各種事務が、関係法令等に準拠して適切に実施されているか。
- (2) 港湾施設等の資産の管理が、関係法令等に基づき適切に行われているか。
- (3) 使用料等の徴収手続や債権管理は、関係法令等に基づき適切に行われているか。
- (4) 外郭団体の運営は、効果的、効率的に実施されているか。

- (5) 港湾事業に関連する指定管理施設は、経済的、効率的に運営されているか。
- (6) 今後、県が港湾事業を推進するに当たり、どのような課題があるか。

2. 実施した手続

- (1) 土木部港湾課及び監査テーマに関連して包括外部監査人が必要と判断した部署へのヒアリング
- (2) 関係資料の閲覧、照合、分析
- (3) 現地調査
- (4) 現地視察

VI. 監査対象の選定方法、監査の概要

1. 監査の概要

当年度の包括外部監査は、監査対象事業を所管する土木部港湾課（令和3年度においては県土整備部土木局港湾課であったが、令和4年度に組織変更）へのヒアリング等に加え、県民局・県民センター（土木事務所・港管理事務所）、外郭団体、指定管理者での現地調査を行っている。なお、現地調査に当たっては、それらを効果的に、効率的に実施するため、実施日、実施者、調査項目、必要書類等を記載した往査計画書を事前に県に提出した上で、補助者の中から1～3名を選定し、包括外部監査人とともに往査を実施した（包括外部監査人は全ての対象先に往査を実施）。当日は、往査計画書に従って、書類等の確認、担当者へのヒアリング等を実施し、夕方（往査期間が2日間又は3日間の場合は最終日の夕方）に、講評及びそれに関する担当者との意見交換を実施した。また、外郭団体及び指定管理者の現地調査時は、県の職員が数名立ち会っている。

(1) 土木部港湾課、県民局・県民センター（土木事務所・港管理事務所）

監査を実施するに際しては、監査対象事業を所管する**土木部港湾課**へのヒアリング等に加え、関係書類の閲覧や港湾施設の視察等を通じて、事業を実施する各県民局・県民センター（土木事務所・港管理事務所）の財務事務の執行及び事業の管理状況を把握する必要があると判断したことから、県内の県民局・県民センター（土木事務所・港管理事務所）の中から各事業の実施状況、地域性等を考慮し、**東播磨県民局（加古川土木事務所）、阪神南県民センター（尼崎港管理事務所）、中播磨県民センター（姫路港管理事務所）、淡路県民局（洲本土木事務所）、但馬県民局（豊岡土木事務所）、西播磨県民局（光都土木事務所）**を選定し、現地調査を実施した。なお、請負事業と委託事業については、事前に土木部港湾課より入手した請負契約一覧表、委託契約一覧表に基づき、令和3年度に契約を締結

した請負契約、委託契約を監査対象としているが、後述のとおり、港湾課では港湾事業のみならず海岸事業を所管し、両事業は密接に関連していると考えられることから、海岸事業についても対象としている。また、各県民局・県民センター（土木事務所・港管理事務所）での現地調査の際には、各々が所管する**港湾施設の視察**を実施した。

（２）外郭団体

県の港湾事業に関連する外郭団体として**ひょうご埠頭株式会社**（以下、「ひょうご埠頭」という。）、**新西宮ヨットハーバー株式会社**（以下、「新西宮ヨットハーバー」という。）が挙げられるが、県の港湾事業を支える重要な役割を担っていることから、ひょうご埠頭及び新西宮ヨットハーバーでの現地調査を実施した。なお、両社の現地調査の際には、各々が管理する**港湾施設の視察**を実施した。

（３）指定管理施設

県は、８つの港湾施設に関して指定管理者制度を導入している。各指定管理者は県の港湾事業を支える重要な役割を担っており、指定管理者による指定管理施設の運営状況及び関連資料の確認を実施する必要があると判断したことから、市が指定管理者に選定されている施設以外の施設の内、**相生港那波旅客来訪船舶棧橋、尼崎西宮芦屋港利便機能付係留施設及び尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設等**の指定管理者の管理事務所での現地調査を実施するとともに、関連する**指定管理施設の視察**を実施した。

【現地調査対象とした県民局・県民センター及び監査の実施状況】

県民局・ 県民センター名	事務所名	所在地	調査人数	調査日
東播磨県民局	加古川土木事務所	加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	3人	9月 7日
			3人	9月 8日
阪神南県民センター	尼崎港管理事務所	尼崎市道意町7丁目21番地	4人	9月12日
			4人	9月13日
			4人	9月14日
中播磨県民センター	姫路港管理事務所	姫路市飾磨区須加294	4人	9月26日
			3人	9月27日
			3人	9月28日
淡路県民局	洲本土木事務所	洲本市塩屋2-4-5	3人	10月 3日
			3人	10月 4日
			3人	10月 5日
但馬県民局	豊岡土木事務所	豊岡市幸町7-11	3人	10月18日
			3人	10月19日
			3人	10月20日
西播磨県民局	光都土木事務所	赤穂郡上郡町光都2-25	2人	10月31日
			2人	11月 1日

【現地調査対象とした外郭団体及び監査の実施状況】

外郭団体名	事務所名	所在地	調査人数	調査日
ひょうご埠頭	姫路本店	姫路市飾磨区細江 1282 番地	4 人	10 月 12 日
			3 人	10 月 13 日
新西宮ヨットハーバー	本社	西宮市西宮浜 4-16-1	3 人	10 月 26 日
			2 人	10 月 27 日
			3 人	10 月 28 日

【現地調査対象とした指定管理施設及び監査の実施状況】

指定管理施設	指定管理者	所在地	調査人数	調査日
相生港那波旅客来訪船舶棧橋	あいおいアクアポリス株式会社 ^(注1)	相生市那波本町 8 番 55 号	2 人	10 月 14 日
尼崎西宮芦屋港利便機能付係留施設	特定非営利法人兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会 ^(注2)	西宮市西宮浜 1 丁目 46 番地 1 西宮ボートパーク内	2 人	10 月 21 日
尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設等	新西宮ヨットハーバー	西宮市西宮浜 4-16-1	3 人	10 月 26 日
			2 人	10 月 27 日
			3 人	10 月 28 日

(注1) 以下、「あいおいアクアポリス」という。

(注2) 以下、「兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会」という。

【視察対象とした港湾施設及び視察の実施状況】

現地調査拠点	視察対象とした港湾施設	視察人数	視察日
加古川土木事務所	二見埠頭（二見地区）、南側岸壁（二見地区）、7.5m 岸壁（播磨地区）、西防波堤（別府地区）、マリーナ（伊保地区）	3 人	9 月 8 日
尼崎港管理事務所	公用船（さちかぜ・まさご2）、東高洲橋、起重機クレーン（尼崎市東海岸町）、フェニックス用地（尼崎市船出）、尼崎開門、鳴尾浜貯木場（西宮市鳴尾浜）、西宮浜ふ頭用地・上屋（西宮市西宮浜）	4 人	9 月 13 日
姫路港管理事務所	野積場（家島港網手地区）、クレーン（姫路港広畑地区）、LNG 棧橋（姫路港妻鹿日田地区）、クレーン（姫路港中島地区）、ターミナル（姫路港須加地区）、倉庫ABC（姫路港須加地区）、上屋（西1～5）（姫路港須加地区）、野積場（姫路港須加地区）、野積場（姫路港苅屋地区）、貯木場（姫路港浜田地区）	3 人	9 月 27 日
洲本土木事務所	福良港（福良港津波防災ステーション他）、山田港（岸壁、野積場他）、室津港（岸壁、野積場他）、岩屋港（岸壁、野積場他）、淡路交流の翼港（岸壁、浮棧橋他）、浦港（未整備地）、浦港（岸壁、野積場）、津名港（岸壁、野積場他）	3 人	10 月 4 日
ひょうご埠頭	東1号上屋（姫路港須加地区9、中島ホッパー（姫路港中島地区）	3 人	10 月 13 日
豊岡土木事務所	気比ボートパーク、津居山港（小島地区）（岸壁、野積場他）、津居山港（津居山地区）（岸壁、野積場他）、瀬戸水門、竹野港（旧港・新港）（岸壁、野積場他）	3 人	10 月 14 日
あいおいアクアポリス	相生港那波旅客来訪船舶棧橋	2 人	10 月 19 日
兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会	尼崎西宮芦屋港利便機能付係留施設	2 人	10 月 21 日

現地調査拠点	視察対象とした港湾施設	視察人数	視 察 日
新西宮ヨットハーバー	尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設等	3人	10月26日
光都土木事務所	ボートパーク(赤穂港千鳥地区)、防潮堤改修工事(赤穂港御崎地区)、野積場(赤穂港御崎地区)、ふるさと海岸(坂越港)、駐車場・野積場(坂越港大黒地区)、旭排水機場(相生港)、相生埠頭海産物市場(相生港)、ボートパーク・緑地・埠頭(相生港野瀬地区)	2人	10月31日

Ⅶ. 監査の実施期間及び補助者

1. 監査の実施期間

令和4年7月1日から令和5年2月10日まで

2. 補助者

公認会計士	坂 井 浩 史
公認会計士	中 原 純 一
公認会計士	材 井 貴 士
公認会計士	成 田 将 吾
公認会計士	海 野 英 昭
公認会計士	森 木 直 人
公認会計士	河 合 博 之

Ⅷ. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注1) 包括外部監査において実施した監査手続は、財務諸表監査における一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づく監査手続とは異なるものである。従って、本報告書（概要版）は、港湾事業に関する予算及び決算関係書類、外郭団体及び指定管理者の決算関係書類のいかなる項目に対しても、適正性に関する保証を提供するものではない。
- (注2) 本報告書（概要版）に含まれている表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。
- (注3) 本報告書（概要版）における表及び図は、県から提出された資料又は当該資料に基づき包括外部監査人が作成したものである。
- (注4) 原文が「平成31年度」となっているものを除き、原則として「令和元年度」と記載している。
- (注5) これは報告書の概要版であり、詳細な内容については報告書を参照のこと。

第2章 港湾事業の概要

I. 港湾事業の概要

1. 県の港湾の概要

(1) 県の港湾

県は、日本のほぼ中心に位置し、大阪府、京都府などとともに、近畿地域の都道府県の一つである。北は日本海、南は瀬戸内海から淡路島を挟んで太平洋に面する。**法に基づく港湾は、令和3年4月1日現在、全国に993港、県には30港存在する。その内、県は、姫路港、尼崎西宮芦屋港、東播磨港など28港を管理しており、神戸港を神戸市が、古茂江港を洲本市が管理している。**

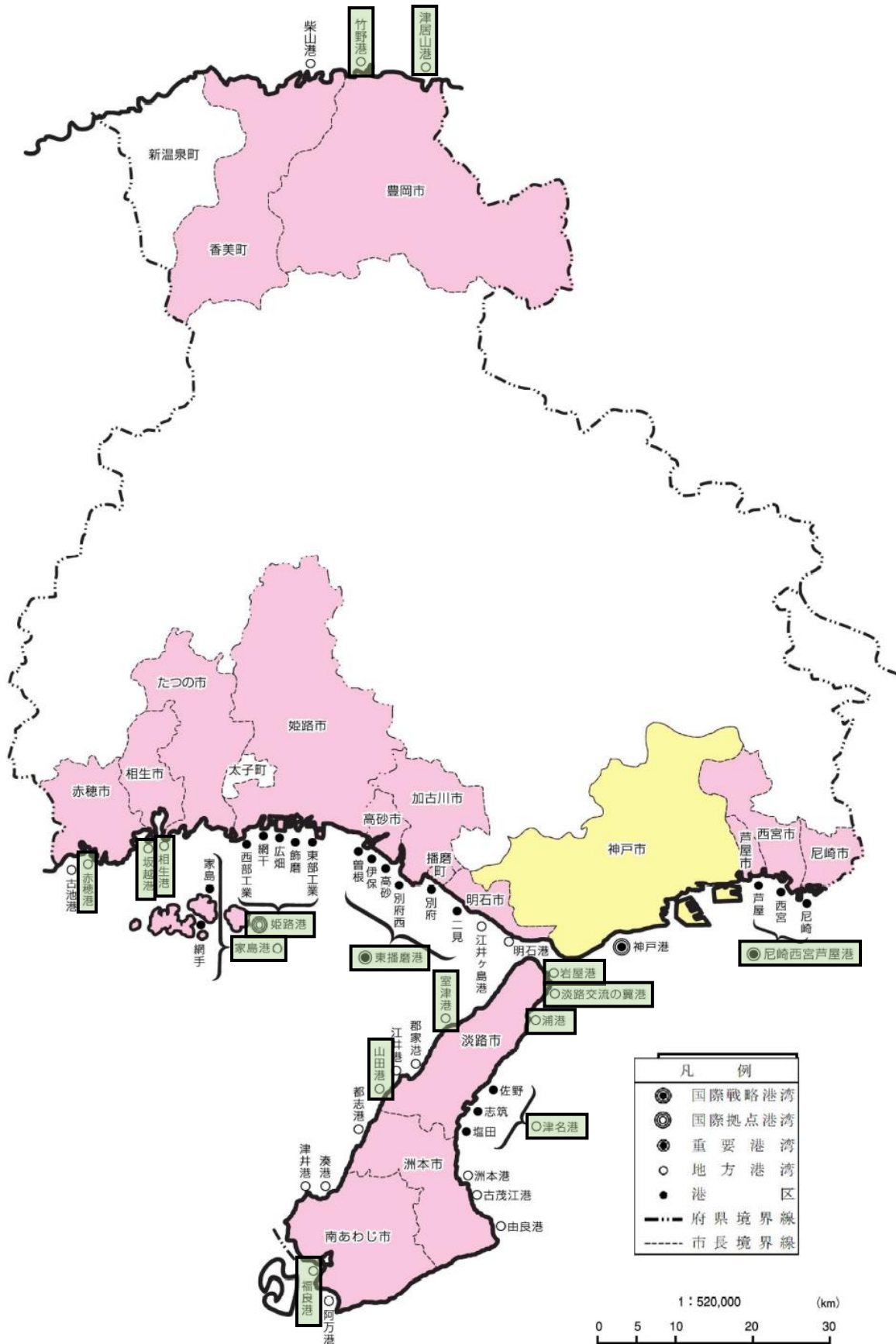
【県管理港湾一覧】

種別	港湾数	名称	所在地
国際拠点港湾	1	姫路	姫路市
重要港湾	2	尼崎西宮芦屋	尼崎市、西宮市、芦屋市
		東播磨	明石市、播磨町、加古川市、高砂市
地方港湾	25	(播磨地区) 【7港】	
		明石	明石市
		江井ヶ島	明石市
		相生	相生市
		坂越	赤穂市
		赤穂	赤穂市
		古池	赤穂市
		家島	姫路市
		(淡路地区) 【15港】	
		岩屋	淡路市
		淡路交流の翼	淡路市
		浦	淡路市
		津名	淡路市
		洲本	洲本市
		由良	洲本市
		阿万	南あわじ市
		福良	南あわじ市
		津井	南あわじ市
		湊	南あわじ市
		都志	洲本市
		山田	淡路市
		江井	淡路市
		郡家	淡路市
		室津	淡路市
		(但馬地区) 【3港】	
		津居山	豊岡市
		竹野	豊岡市
		柴山 ^(注1)	香美町

(注1) 避難港に指定

(注2) 網掛した港湾は、当包括外部監査において現地視察を実施した港湾である(次頁も同様)。

【港湾位置図】



(2) 県管理港湾の港勢

① 入港船舶

県には、国際戦略港湾である神戸港（神戸市が管理）があり、外航商船の多くが神戸港を利用することから、令和2年の県管理港湾に係る入港船舶数の約98%（入港船舶総トン数では約54%）は、内航商船等が占めている。

令和2年の入港船舶数は133,915隻、入港船舶総トン数は76,401千トンであったが、平成20年8月のリーマンショック等の社会経済情勢の変化や、フェリー航路の廃止等の港湾利用企業の産業活動の影響を受け、**入港船舶数及び入港船舶総トン数は減少傾向**にあり、その大半が内航船舶に起因する。

② 取扱貨物量

令和2年の取扱貨物量は76,465千トンであり、内訳は**外国貿易が38,865千トン、内国貿易が37,599千トン**と概ね同程度となっている。平成20年8月のリーマンショック等の社会経済情勢の変化や、フェリー航路の廃止等の港湾利用企業の産業活動の影響を受け、入港船舶数と同様、**取扱貨物量も減少傾向**にあり、その大半が内国貿易に起因する。

③ 取扱貨物品目

鉄鉱石・石炭等の鉱産品が約44%、LNG（液化天然ガス）・セメント等の化学工業品が約34%を占めている。また、外貿と内貿の区分別に見た場合、外貿の内、輸出については、鋼材・鉄鋼等の金属機械工業品が約60%、砂利・砂等の鉱産品が約27%を占め、輸入については、LNG（液化天然ガス）・化学薬品等の化学工業品が約49%、鉄鉱石・石炭等の鉱産品が約49%を占めている。一方、内貿の内、移出については、鋼材・鉄鋼等の金属機械工業品が約41%、セメント・化学薬品等の化学工業品が約27%を占め、移入については、石灰石・砂利・砂等の鉱産品が約56%、セメント・化学薬品等の化学工業品が約19%を占めている。

(4) 県管理港湾の概要

① 姫路港

(i) 概要

姫路港は、瀬戸内海の東部、播磨地域の中央部の姫路市臨海部に位置する**国際拠点港湾**である。港湾区域は、東西約18kmにわたり、面積約7,700haを有しており、隣接する重要港湾東播磨港とともに、工業港として、我が国の経済に重要な役割を果たしている。姫路港は、**西部工業港区、網干港区、広畑港区、飾磨港区及び東部工業港区から構成**されており、主な取扱貨物とし

では、**LNG（液化天然ガス）、鋼材、石炭、鉄鋼、化学薬品**などが挙げられる。

(ii) 姫路港全景

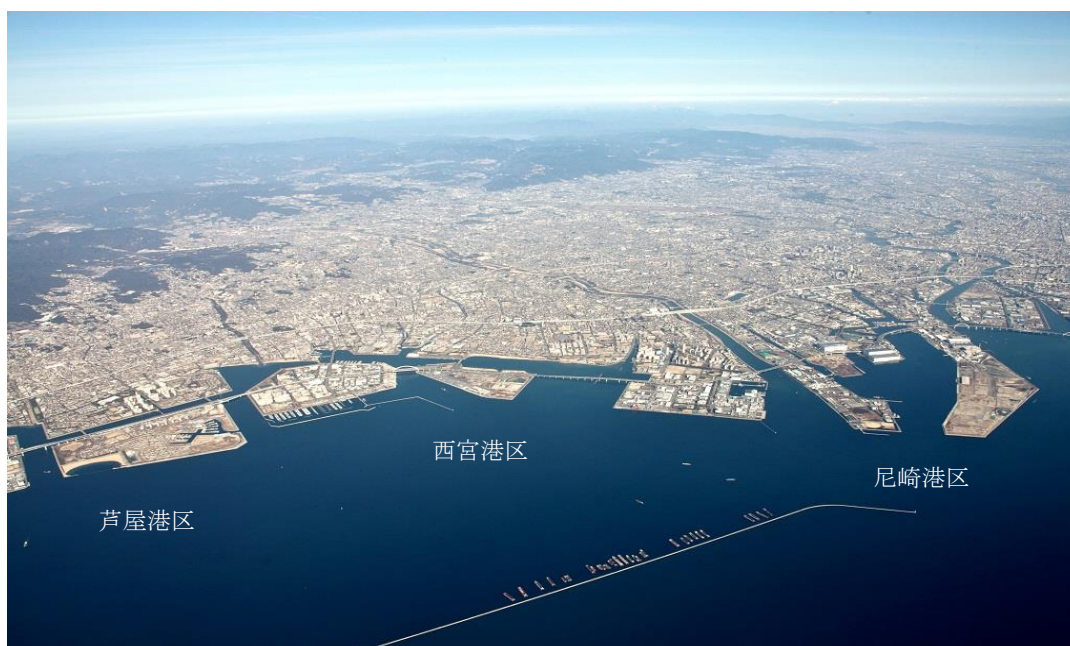


② 尼崎西宮芦屋港

(i) 概要

尼崎西宮芦屋港は、昭和 44 年に重要港湾尼崎港、地方港湾西宮港、56 条港湾芦屋港を統合して設立された**重要港湾**である。東西約 10 kmにわたり、**尼崎港区、西宮港区及び芦屋港区**よりなっている。阪神工業地帯の中心として発展し、西は神戸港、東は大阪港に隣接する国内物流拠点港湾として重要な役割を担っている。主な取扱貨物としては、**砂利・砂、完成自動車、鋼材、セメント、非鉄金属**などが挙げられる。

(ii) 尼崎西宮芦屋港全景



③ 東播磨港

(i) 概要

東播磨港は、瀬戸内海東部に位置する**重要港湾**である。港湾区域約 3,766 m²を有し、陸域は東西約 14 km、明石市、播磨町、加古川市、高砂市にわたり、西側に隣接する国際拠点港湾姫路港とともに、播磨工業地帯の中核港湾として重要な役割を果たしている。東播磨港は、**伊保港区、高砂港区、別府西港区、別府港区、播磨港区及び二見港区**から構成されており、主な取扱貨物としては、**鉄鉱石、石炭、鋼材、砂利・砂、石灰石、非金属鉱物**などが挙げられる。

(ii) 東播磨港全景



④ 地方港湾

(i) 播磨地区（7港）

港湾名	概要
明石港	明石市南東部に位置し、本州と淡路島を結ぶ海上交通の要港として、古くから利用されている。漁業活動も活発で、タコ、タイ、イカナゴ、ノリなどが有名である。
江井ヶ島港	明石市南西部に位置し、一帯は好漁場に恵まれており、古くから漁業基地として賑わっている。また、港東部は海水浴場として利用されている。
相生港	南北に懐の深い天然の良港で、造船業を中心に発展してきた。カキ養殖が盛んに行われるなど、漁業活動も活発で、漁業施設の整備が進められている。
坂越港	東側を釜崎半島に囲まれた港湾区域内には、熱帯性植物が繁茂した国指定天然記念物生島がある。静穏度の高い天然の良港として古くから

港湾名	概要
	栄え、主にカキ養殖など漁業基地として利用されている。
赤穂港	昭和 14 年に赤穂港と御崎港が統合されてできた地方港湾である。製造業をはじめ窯業、紡績、化学等の諸工場が臨海部に進出しており、企業が所有する専用岸壁を有し、公共施設とともに港湾としての機能を発揮している。
古池港	県最西端に位置し、赤穂の塩田とともに開発された古い港である。カキ養殖など漁業基地として利用されている。
家島港	播磨灘の北西部に位置し、平成 18 年に家島港と網手港が統合された。家島地区は、古くから島内で産する石材の積み出し港であり、石材業、漁業などの地元産業や島民の生活を支える港として活発に利用されている。網手地区は、坊勢島への連絡口として定期船が就航しており、島民の生活関連物資の搬入にも利用されている。

(ii) 淡路地区 (15 港)

港湾名	概要
岩屋港	淡路島北東部、本州と最も近い位置にあり、淡路島の北の玄関口として古くから栄えてきた。付近は好漁場に恵まれているため、漁業基地としても賑わいを見せ、物流、観光、漁業と多岐にわたるニーズに応えられる港湾施設の整備が求められている。
淡路交流の翼港	淡路島の北東部に位置し、平成 12 年に開催された淡路花博「ジャパンフローラ 2000」の会期中は、会場への海上輸送の拠点として、神戸や関西国際空港からの定期便等により活用され大変な賑わいを見せた。現在は、海の駅としてクルージングなどに利用されている。
浦港	主に漁業基地として利用されている。また、港内には造船所が立地しており、金属機械工業品が取り扱われている。
津名港	淡路島東岸の中央部に位置し、昭和 46 年に塩田、志筑、佐野の 3 港が統合されて出来た地方港湾である。明石海峡大橋開通後はバスターミナルや駐車場が整備された。
洲本港	古くから淡路島の人・ものの交流拠点として発展してきた。現在も、物流拠点や漁業基地、沼島へのアクセス基地など多方面に利用されている。
由良港	淡路島の南東部、紀淡海峡に近接し、防波堤となる成ヶ島の背後に発展した天然の良港である。好漁場にも恵まれ、漁業活動を中心に利用されている。

港湾名	概要
阿万港	淡路島南端に位置し、鳴門海峡に近い周辺海域は、魚類が豊富に生息する好漁場であることから、主に漁業基地として利用されている。
福良港	鳴門海峡の東方約3km、淡路島南西部に位置する天然の良港である。港内の静穏な自然条件を生かして、漁業基地として重要な役割を果たしている。鳴門海峡のうず潮を見学する観潮船の発着港としても知られている。
津井港	江戸時代初期に火打ち石を積み出す小さな港として出発し、その後、粘土瓦の積み出し港として発展してきた。現在は、主に漁船を中心とする船だまりとして利用されている。
湊港	淡路島西岸の三原川河口に位置し、豊臣時代から利用されている港である。現在は、主に砂利・砂などの建設資材が取扱われている。
都志港	淡路島西岸の物流拠点として、主に砂利・砂などの建設資材が取扱いされている。また、漁業基地としても利用されている。
山田港	淡路島西岸のほぼ中央部に位置し、漁業基地として利用されている。
江井港	主に漁業基地として利用されている。台風時には淡路島西岸の漁船の避難港になるという重要な役割を担っている。
室津港	淡路島北部の瀬戸内海側に位置し、古来、魚の宝庫「鹿ノ瀬」や西浦海岸沖など県内有数の好漁場を有する漁業基地として発展してきた。
郡家港	淡路島西岸のほぼ中央に位置し、主に砂利・砂などの建設資材が取り扱われている。また、瀬戸内海随一の好漁場「鹿ノ瀬」に近く、漁業基地としても利用されている。

(iii) 但馬地区（3港）

港湾名	概要
津居山港	日本海に面する県北部、円山川の河口に位置している。昭和28年に地方港湾に指定され、現在、日本海側では唯一、耐震強化岸壁を有する港である。底びき網漁業や、イカ釣り漁業などの沖合・沿岸漁業が盛んに行われ、但馬名産の松葉がに（ズワイガニ）、ハタハタ、カレイなどが水揚げされている。
竹野港	山陰海岸国立公園内に位置し、但馬沿岸では非常に希少な大規模な砂浜を有している。また、漁業基地として利用されている。
柴山港	天然の良港であり、昭和29年には法に基づき避難港の指定を受けている。静穏な泊地を確保するため、国直轄事業により防波堤の整備が行われている。また、漁業基地としても利用されている。

(4) 港湾事業に係る会計

地方自治法第209条において、地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とされている。特別会計は、地方公共団体が特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例で設置することができる。県では、**一般会計の他、港湾整備事業特別会計条例に基づき設置された港湾整備事業特別会計により、港湾事業が実施**されている。県の港湾事業関連予算・決算額の推移（平成24年度～令和3年度）は、下表のとおりである。

【港湾事業関連予算・決算額の推移（平成24年度～令和3年度）】

<一般会計>

(港湾管理費)

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	2,569,951	1,646,360	1,790,793	1,822,823	1,931,838
最終予算額	3,150,896	2,388,579	1,884,564	1,902,224	2,134,203
決算額	2,405,057	2,219,530	1,713,557	1,702,685	1,862,628
翌年度繰越額・不用額	745,838	169,048	171,006	199,538	271,574

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	1,920,568	1,618,160	1,888,110	2,018,282	1,887,858
最終予算額	2,173,579	1,974,082	2,703,956	3,049,482	2,655,537
決算額	2,014,040	1,610,962	2,037,088	2,164,545	2,170,221
翌年度繰越額・不用額	159,538	363,119	666,867	884,936	485,315

(港湾建設費)

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初予算額	2,128,975	3,901,568	4,013,577	4,388,000	4,406,000
最終予算額	6,282,802	8,419,616	5,799,114	4,454,211	4,802,712
決算額	3,605,969	4,310,163	3,965,947	2,899,294	3,153,639
翌年度繰越額・不用額	2,676,832	4,109,452	1,833,166	1,554,916	1,649,072

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	3,202,000	3,238,000	4,325,000	6,147,000	3,616,700
最終予算額	4,864,468	7,436,472	17,534,844	27,877,519	19,896,981
決算額	3,013,018	3,745,391	4,606,977	13,045,044	11,021,232
翌年度繰越額・不用額	1,851,449	3,691,080	12,927,866	14,832,474	8,875,748

＜港湾整備事業特別会計＞

(単位：千円)

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	最終予算額	決算額	最終予算額	決算額	最終予算額	決算額
港湾整備事業収入						
港湾施設使用料	2,020,940	2,242,222	1,957,269	2,222,249	1,959,852	2,219,315
土地賃貸料	40,369	40,369	60,803	60,803	54,324	54,324
土地売却収入	-	-	-	-	1,392,034	1,392,034
雑入	70	1,242	3	1,028	80,921	82,722
海上輸送推進費負担金	-	-	-	-	-	-
違約金及び延納利息	-	-	-	-	-	-
ふ頭用地整備事業債	109,100	109,100	72,900	72,900	45,100	10,900
港湾資本費平準化債	587,000	587,000	650,500	650,500	589,100	589,100
臨海土地造成整備事業債	160,000	95,300	136,700	136,700	308,600	203,600
港湾施設整備事業債	-	-	-	-	-	-
地域創成拠点整備事業債	-	-	-	-	-	-
繰越金	118,583	118,583	57,732	57,733	105,648	105,648
地域創生拠点整備交付金	-	-	-	-	-	-
歳入合計	3,036,062	3,193,817	2,935,907	3,201,914	4,535,579	4,657,644
港湾整備事業支出						
給料	55,210	55,210	45,873	45,873	44,938	44,938
職員手当等	38,101	38,101	33,670	33,670	32,344	32,344
共済費	20,067	20,067	17,246	17,246	16,654	16,653
報償費	55	44	65	34	65	44
旅費	150	95	200	96	142	109
需用費	34,029	32,936	29,933	29,178	21,546	21,482
役務費	3,856	2,808	6,164	6,058	1,005	958
委託料	113,832	105,001	72,640	70,104	162,272	130,272
使用料及び賃借料	6,005	4,961	7,904	7,902	6,872	6,861
工事請負費	184,942	130,934	147,327	147,244	225,199	117,999
原材料費	-	-	-	-	-	-
公有財産購入費	-	-	-	-	-	-
備品購入費	-	-	-	-	140	140
負担金、補助及び交付金	297,437	297,436	317,367	313,404	321,118	315,975
補償、補填及び賠償金	-	-	-	-	-	-
償還金、利子及び割引料	-	-	-	-	-	-
公課費	62,559	62,558	80,310	80,309	128,814	128,813
繰出金（港湾施設費）	-	-	-	-	-	-
繰出金（公債費）	2,219,817	2,219,776	2,177,205	2,177,202	3,574,466	3,574,464
歳出合計	3,036,062	2,969,931	2,935,907	2,928,325	4,535,579	4,391,057
歳入合計－歳出合計	-	223,886	-	273,589	-	266,587

(単位：千円)

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	最終予算額	決算額	最終予算額	決算額	最終予算額	決算額
港湾整備事業収入						
港湾施設使用料	2,013,547	2,270,978	2,008,734	2,314,416	1,980,201	2,366,656
土地賃貸料	40,868	40,868	40,868	40,868	40,868	40,868
土地売却収入	1,101,154	1,101,154	1,078,951	1,078,951	1	-
雑入	34	1,052	5	1,020	5,032	6,051
海上輸送推進費負担金	-	-	-	-	-	-
違約金及び延納利息	-	-	-	-	-	-
ふ頭用地整備事業債	108,300	108,300	75,000	59,400	91,300	91,300
港湾資本費平準化債	508,200	508,200	449,900	449,900	378,400	378,400
臨海土地造成整備事業債	455,000	171,300	1,133,700	649,900	683,800	574,800
港湾施設整備事業債	-	-	-	-	-	-
地域創成拠点整備事業債	-	-	-	-	-	-
繰越金	61,368	61,368	45,954	45,954	68,502	68,502
地域創生拠点整備交付金	-	-	-	-	-	-
歳入合計	4,288,471	4,263,221	4,833,112	4,640,411	3,248,104	3,526,579
港湾整備事業支出						
給料	51,679	51,679	52,016	52,016	57,009	57,009
職員手当等	35,872	35,872	35,965	35,965	40,442	40,442
共済費	17,171	17,171	20,046	20,046	21,937	21,937
報償費	58	57	72	71	241	240
旅費	134	133	131	130	106	105
需用費	22,410	22,410	33,314	33,314	19,647	19,647
役務費	2,266	2,259	1,059	1,059	1,342	1,342
委託料	151,962	91,962	188,743	65,943	197,118	187,118
使用料及び賃借料	26,172	26,172	45,361	45,361	21,326	21,326
工事請負費	466,357	242,657	1,009,334	633,734	597,834	501,834
原材料費	-	-	-	-	-	-
公有財産購入費	-	-	-	-	-	-
備品購入費	203	203	-	-	-	-
負担金、補助及び交付金	309,453	305,290	294,531	292,100	291,410	290,092
補償、補填及び賠償金	-	-	1,000	-	1,006,003	5,140
償還金、利子及び割引料	-	-	-	-	-	-
公課費	170,224	170,223	131,190	131,189	115,527	115,526
繰出金（港湾施設費）	-	-	-	-	-	-
繰出金（公債費）	3,034,508	3,034,506	3,020,347	3,020,346	878,160	876,743
歳出合計	4,288,471	4,000,597	4,833,112	4,331,279	3,248,104	2,138,504
歳入合計－歳出合計	-	262,624	-	309,132	-	1,388,075

(単位：千円)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	最終予算額	決算額	最終予算額	決算額	最終予算額	決算額	最終予算額	決算額
港湾整備事業収入								
港湾施設使用料	2,054,015	2,263,451	2,013,235	2,383,651	2,050,677	2,464,793	2,048,639	2,458,242
土地賃貸料	40,868	40,891	40,868	40,868	93,856	40,868	40,868	40,868
土地売却収入	1	-	4,212,578	4,212,578	1	-	-	101,000
雑入	3	1,027	2	1,046	1	25,496	1	52,745
海上輸送推進費負担金	6,000	6,000	-	-	-	-	-	-
違約金及び延納利息	-	-	-	-	-	-	462	462
ふ頭用地整備事業債	76,500	61,100	91,900	91,900	76,500	55,000	98,000	63,000
港湾資本費平準化債	347,400	347,400	274,600	274,600	274,600	274,600	166,100	166,100
臨海土地造成整備事業債	438,000	161,800	726,200	276,200	1,699,800	700,000	1,699,800	612,600
港湾施設整備事業債	250,000	89,800	469,200	220,300	1,274,200	291,100	2,517,100	971,800
地域創成拠点整備事業債	-	-	-	-	150,000	-	150,000	-
繰越金	1,107,383	1,107,383	1,196,041	1,196,041	124,927	124,927	127,306	127,306
地域創生拠点整備交付金	-	-	-	-	150,000	-	-	-
歳入合計	4,320,170	4,078,854	9,024,624	8,697,185	5,894,562	3,976,785	6,998,276	4,594,123
港湾整備事業支出								
給料	57,502	57,502	51,856	51,856	52,130	52,130	48,608	48,608
職員手当等	40,620	40,620	41,056	41,056	40,978	40,978	37,978	37,978
共済費	21,734	21,734	19,757	19,757	19,511	19,511	17,873	17,873
報償費	141	140	100	100	-	-	-	-
旅費	130	129	110	109	61	60	68	48
需用費	20,116	20,116	25,855	25,855	50,811	50,810	28,917	28,897
役務費	4,646	4,645	2,922	2,922	16,757	16,756	12,935	12,873
委託料	125,843	85,842	269,637	136,637	204,579	126,570	420,902	214,170
使用料及び賃借料	22,775	22,775	2,564	2,564	18,567	18,567	40,167	3,667
工事請負費	680,178	268,378	1,090,744	524,844	1,989,181	870,224	3,012,817	1,286,733
原材料費	-	-	-	-	-	-	-	-
公有財産購入費	-	-	-	-	-	-	-	-
備品購入費	-	-	-	-	148,390	-	148,390	148,390
負担金、補助及び交付金	292,581	290,912	378,441	378,441	391,633	381,632	340,616	340,615
補償、補填及び賠償金	1,661,053	490,932	696,764	594,250	1,165,920	103,121	1,035,206	34,660
償還金、利子及び割引料	-	-	20	20	-	-	0	0
公課費	123,422	123,421	115,433	115,432	141,520	141,519	103,729	103,728
繰出金（港湾施設費）	-	-	4,853,948	4,853,947	-	-	1,750,067	1,749,845
繰出金（公債費）	1,269,427	1,134,394	1,475,415	1,474,363	1,654,520	1,653,937	-	-
歳出合計	4,320,170	2,561,544	9,024,624	8,222,156	5,894,562	3,475,821	6,998,276	4,028,089
歳入合計－歳出合計	-	1,517,310	-	475,029	-	500,964	-	566,034

2. 港湾事業に関連する県の主な計画

(1) 港湾計画

① 姫路港港湾計画

(i) 基本方針（令和元年7月改訂、目標年次：令和10年台半ば）

物流・産業	<ul style="list-style-type: none"> 播磨工業地帯の産業活動を支える、貨物需要に対応した物流機能の強化や、産業用地としての機能を向上させるためのインフラ整備を図り、利用者から選ばれる使いやすい港を目指す。 地域経済の活性化と港湾の利用促進のため、時代の要請に柔軟に対応できる開発空間を確保する。
自然・環境	<ul style="list-style-type: none"> 人と自然との共生を図り、豊かな環境を健全な状態で将来世代に継承していくため、自然海岸の保全や干潟・藻場・浅場の造成による自然環境の創出を図る。 温室効果ガス排出量削減のためトラック輸送から海上輸送へのモーダルシフトを推進するとともに、内陸の環境改善に資する開発空間を確保する。
交流・生活	<ul style="list-style-type: none"> 姫路港と周辺の観光資源などとの連携や、クルーズ船の受け入れ環境の充実、定期旅客船利用者の利便性向上を図り、交流人口の拡大に資する、海のエンタランス整備を進める。
安心・安全	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震発生時における緊急物資輸送などに対応するため、耐震強化岸壁を確保する。 南海トラフ地震により甚大な被害が予想される大阪湾バックアップ機能の一部と支援機能（避難船の係留等）の確保を目指す。

(ii) 主な計画内容（令和元年7月改訂）

地区	計画内容	備考
広畑	（公共埠頭計画） 水深 14m 岸壁 2 バース 延長 520m [既定計画の変更] （うち、280m既設）	非金属鉱物等の外内貨物を取り扱うため
	（臨港交通施設計画） 臨港道路広畑線 2～4 車線（既定計画：2 車線） [既定計画の変更]	港湾における交通の円滑化を図る
中島	（公共埠頭計画） 埠頭用地 16ha（うち 13ha 既設） [既定計画の変更]	金属くず等の内貨物を取り扱うため
須加	（公共埠頭計画及び旅客埠頭計画） 埠頭用地 2 ha（旅客施設用地の追加） [既定計画の変更]	クルーズ需要の増大に対応するため
浜田	（港湾環境整備施設計画） 海浜 1,500m [新設計画]	生態系に配慮した干潟、藻場、浅場等の造成により、良好な環境を創造するため

② 尼崎西宮芦屋港港湾計画

(i) 基本方針（平成 18 年 2 月改訂、目標年次：平成 20 年代後半）

物流	<ul style="list-style-type: none"> 既存産業の高度化や新規産業の進出に対応するため、港湾機能の強化を図るとともに、取扱貨物の特性に応じた既存岸壁などの再編・強化を図る。 臨海部交通ネットワーク充実の必要性を踏まえつつ、利用者ニーズを満たした港湾空間の形成を図る。
産業	<ul style="list-style-type: none"> 既存産業の高度化への対応と循環型社会構築の一翼を担う静脈物流の形成や環境・エネルギー産業など新規産業の集積を目指した産業空間の形成を図る。
生活	<ul style="list-style-type: none"> 港湾緑地などの親水空間の充実を図り、緑のネットワークを形成するとともに、多様な主体の参画と協働による「尼崎 21 世紀の森づくり」のさらなる展開、海浜、小型船だまりなどによるみなとの再整備及びマリナーを核とした新たな港湾空間の創出による、人と自然が共存する美しくにぎわいあふれる港湾空間の形成を図る。
環境	<ul style="list-style-type: none"> 自然海浜の保全や再生、創出を進めるとともに、水辺にアクセスできる親水空間の充実を図る。 港内における水質改善の取り組みによる海域環境の改善によって大阪湾再生を積極的に進め、自然環境豊かな港湾空間の形成を図る。
防災	<ul style="list-style-type: none"> 阪神南の広域防災拠点とともに、大規模地震発生時における緊急物資輸送などに対応するため、岸壁の耐震強化を図る。 適正な港湾空間の管理を行うため、既存施設の再編・集約を行う。

(ii) 主な計画内容（平成 18 年 2 月改訂）

地区	計画内容	備考
東海岸町	(公共埠頭計画) 水深 7.5m 岸壁 2 バース 延長 260m [新規計画] 埠頭用地 9 ha (うち 5 ha 既設) [既定計画の変更]	港湾部に分散する一般貨物を特性に応じて、再編・集約を図る。
東海岸町 沖	(公共埠頭計画) 水深 5.5m 岸壁 3 バース 延長 300m [新規計画] 埠頭用地 3 ha [新規計画]	
	(臨港交通施設計画) 臨港道路東海岸町 4 号線 2 車線 [新設計画]	港湾における交通の円滑化を図る。
東海岸町	(港湾環境整備施設計画) 海浜 600m [新規計画]	人と自然が共存する美しくにぎわいあふれる港湾空間の形成を図るため
前浜	(港湾環境整備施設計画) 海浜 1,000m [新規計画]	

③ 東播磨港港湾計画

(i) 基本方針（平成 10 年 3 月改訂、目標年次：平成 20 年代前半）

物流	播磨地域東部の流通拠点として物流機能の強化を図る。
環境	港湾における快適な環境の創出を図るため、緑地等の親水空間の形成を図る。
防災	大規模地災害時の緊急避難及び緊急物資輸送等の対策を進める。

(ii) 主な計画内容（平成 18 年 2 月改訂）

地区	計画内容	備考
二見	(公共ふ頭計画) 水深 5.5m 岸壁 1 バース 延長 240m [既定計画]	多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため
	(マリーナ計画) 防波堤 545m [新規計画] 小型栈橋 5 基 [新規計画] レクリエーション施設用地 1 ha [新規計画]	海洋性レクリエーション需要の増大に対応するため
	(公共埠頭計画) 水深 5.5m 岸壁 1 バース 延長 100m [既定計画] 埠頭用地 1 ha [既定計画]	多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため
加古川	(港湾環境整備施設計画) 緑地 16ha [既定計画]	港湾の環境の維持及び改善を図るとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため

(2) ひょうごインフラ・メンテナンス計画

県が管理する社会基盤施設の多くが高度経済成長期以降に建設されており、今後、大量の施設が築 50 年を迎えることから、県は、平成 26 年度から「ひょうごインフラ・メンテナンス 10 箇年計画（平成 26～令和 5 年度）」に着手し、施設の安全性の確保や総コストの低減と予算の平準化を図り、計画的・効率的な老朽化対策を進めてきた。計画着手から 5 年が経過する平成 30 年度、最新の点検結果、これまでの対策実施状況を踏まえた今後 10 年間（令和元～令和 10 年度）の計画に改定（その後、令和 2 年 3 月に改定）し、老朽化対策を推進している。

【ひょうごインフラ・メンテナンス 10 か年計画（令和元年から令和 10 年度）】

分野	施設	単位	総数	点検結果				10 年間で取り組む老朽化対策		
				要対策 (A)	早期対策 (特 A)	要観察 (B)	対策不要 (C)	計画箇所数	事業費	
道路	①橋梁	橋	4,590	705	0	3,100	785	705 橋	389 億円	
	②舗装	km	4,100	2,600	0	900	600	950km	120 億円	
	③トンネル	覆工	箇所	114	40	0	40	34	40 箇所	41 億円
		設備	箇所	114	40	0	0	74	40 箇所	
	④アンダーパス	箇所	16	6	0	5	5	6 箇所	4 億円	
	⑤横断歩道橋等	横断歩道橋	箇所	193	137	0	0	56	137 箇所	20 億円
		組立歩道	km	13.5	5.6	0	0.0	7.9	5.6km	5 億円
⑥道路附属物 (道路照明灯・道路標識・道路情報板)	基	18,734	5,130	0	0	13,604	5,130 基	33 億円		
⑦道路法面施設	箇所	16,285	400	0	2,759	13,126	400 箇所	20 億円		

分野	施設	単位	総数	点検結果				10年間で取り組む老朽化対策		
				要対策 (A)	早期 対策 (特A)	要観察 (B)	対策 不要(C)	計画 箇所数	事業費	
	⑧大型カルバート	箇所	13	4	0	0	9	4箇所	1億円	
	⑨シェッド	箇所	5	5	0	0	0	5箇所	5億円	
河川 海岸	⑩排水機場	箇所 (設備)	52 (560)	0 (0)	0 (0)	39 (237)	13 (323)	51箇所 (373設備)	363億円	
	⑪水門・堰	箇所 (設備)	58 (344)	0 (0)	0 (0)	47 (191)	11 (153)	57箇所 (276設備)	82億円	
	⑫樋門・陸閘	箇所	1,768	94	0	1,469	205	148箇所	10億円	
	⑬矢板護岸	km	92.4	8.8	0	23.7	59.9	8.8km	64億円	
	⑭ダム施設	箇所 (設備)	21 (660)	0 (0)	0 (0)	21 (420)	0 (240)	21箇所 (471設備)	64億円	
	⑮防潮堤	km	196.1	74.1	0	72.8	49.2	19.5km	50億円	
	港湾	⑯岸壁等係留施設	施設	420	104	0	290	26	23施設	61億円
⑰防波堤等外郭施設		施設	603	123	0	414	66	9施設	23億円	
荷さばき 施設等		⑱荷役機械	施設	4	4	0	0	0	4施設	34億円
		⑲舗装	万㎡	145.5	9.9	0	135.6	0	9.9万㎡	7億円
砂防	⑳砂防設備	箇所	3,115	141	0	1,760	1,214	141箇所	16億円	
	㉑地すべり防止施設	箇所	98	16	0	47	35	16箇所	1億円	
	㉒急傾斜地崩壊防止施設	箇所	952	84	0	500	368	84箇所	4億円	
下水	㉓下水道施設	処理場 (設備)	8 (983)	8 (335)	0 (0)	0 (245)	0 (403)	8処理場 (335設備)	570億円	
公園	㉔公園施設	公園 (施設)	15 (366)	13 (63)	0 (0)	2 (53)	0 (250)	13公園 (63施設)	52億円	
空港	㉕滑走路	㎡	82,900	53,600	0	0	29,300	53,600㎡	5億円	
㉖その他施設(雨量計・水位計・除雪機械等) ※保守点検業務の中で施設の異常や損傷を把握し、その都度対策									189億円	
合計								2,233億円		

②舗装などの要対策(A)については、重要度の高い施設を10年以内に対策完了
<重要度の高い施設>

②舗装：交通量4千台/日以上かつ大型車交通量250台/日以上

⑮防潮堤：基礎部に空洞化が生じているなど、緊急性の高い防潮堤

⑯岸壁等⑰防波堤等：腐食の進行速度が速い鋼構造物

II. 港湾事業を所管する組織概要

1. 県土整備部の組織概要

本項については、報告書を参照のこと。

2. ひょうご埠頭の組織概要

本項については、報告書を参照のこと。

3. 新西宮ヨットハーバーの組織概要

本項については、報告書を参照のこと。

Ⅲ. 港湾事業の各種事務

本項については、報告書を参照のこと。

Ⅳ. 港湾事業の指定管理者

1. 導入経緯

平成 15 年度の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理に関する制度が見直され、従来の管理委託制度に代わり、「指定管理者制度」が創設された。これにより、公の施設については、民間事業者を含む法人その他の団体が、議会の議決を経て地方公共団体の指定を受けた場合には、管理を行うことができることとなった。港湾課が所管する公の施設については、平成 17 年度以前は直営又は外郭団体等に対する管理委託が行われていたが、上記の改正を受け、**一部の施設について平成 18 年度より指定管理者制度を導入**している。

2. 指定管理者導入状況

港湾施設の指定管理者制度導入状況は、下表のとおりである。指定管理者制度導入時は、甲子園浜海浜公園、尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設等、淡路交流の翼港、東播磨港小型船舶係留施設の 4 施設が対象施設となったが、その後、対象施設を拡大し、**令和 3 年度は、尼崎西宮芦屋港利便機能付係留施設を始めとして、8 施設について指定管理者制度を導入**している。また、指定管理者の選定については、公募又は非公募によることとなるが、令和 3 年度の指定管理者については、**東播磨港小型船舶係留施設、姫路港網干沖小型船舶係留施設の 2 施設については公募により指定管理者が選定**されているものの、**他の 6 施設については、非公募により指定管理者が選定**されている。

指定期間については、令和 3 年度までは 3 年又は 5 年とされていたが、行財政運営方針の見直し作業における全庁的な原則公募化に向けた検討の中で、令和 3 年度末に契約期間の満了を迎え、特定の者を指名する予定の施設については、直ちに公募化が困難なことから、次期の指定期間を 1 年間とする県の方針のもと、東播磨小

型船舶係留施設、相生港那波旅客来訪船舶棧橋、津名港志筑来訪船舶棧橋の3施設に係る次期の指定期間は、令和4年度の1年間とされている。

【指定管理者導入状況】

指定管理施設	～平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
甲子園浜海浜公園	西宮	←	西宮	→	←	西宮	→	←	西宮	→
尼崎西宮芦屋港 来訪船舶係留施設等	新西	←	新西	→	←	新西	→	←	新西	→
相生港那波 旅客来訪船舶棧橋	A P		←	A P	→	←	A P	→	←	A P
津名港志筑 来訪船舶棧橋	淡路								←	淡路
淡路交流の翼港	夢	←	夢	→	←	夢	→	←	夢	→
尼崎西宮芦屋港 利便機能付係留施設	直営					← UWH			→	
東播磨港 小型船舶係留施設	直営	←	UWH	→	←	UWH	→	←		UWH
姫路港網干沖 小型船舶係留施設	直営			←	オクムラ	→	←	ヤマハ藤田		

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	現指定管理期間
甲子園浜海浜公園	←	西宮	→	←	西宮	→	←	西宮	令和3年4月1日～ 令和6年3月31日
尼崎西宮芦屋港 来訪船舶係留施設等	←	新西	→	←	新西	→	←	新西	令和3年4月1日～ 令和6年3月31日
相生港那波 旅客来訪船舶棧橋		→	A P	→	←	A P	→	A P	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日
津名港志筑 来訪船舶棧橋		→	淡路	→	←	淡路	→	淡路	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日
淡路交流の翼港	←	夢	→	←	夢	→	←	夢	令和3年4月1日～ 令和6年3月31日
尼崎西宮芦屋港 利便機能付係留施設	UWH	→	←	UWH	→	←	UWH	→	令和2年4月1日～ 令和5年3月31日
東播磨港 小型船舶係留施設		→	←		UWH	→	←	UWH	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日
姫路港網干沖 小型船舶係留施設		→	←	ヤマハ藤田			→	←	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日

(注1) 矢印は指定管理期間である。

(注2) 西宮：西宮市、新西：新西宮ヨットハーバー、A P：あいおいアクアポリス、淡路：淡路市、夢：(株)夢舞台（以下、「夢舞台」という。）、UWH：兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会、オクムラ：オクムラボート販売(株)、ヤマハ藤田：(株)ヤマハ藤田（以下、「ヤマハ藤田」という。）

第3章 包括外部監査の指摘事項及び意見

I. 総評

包括外部監査の対象は、**港湾事業に関する財務事務の執行及び事業の管理**についてである。

監査した結果としての総評（指摘事項及び意見の要約）は、以下のとおりである。

1. 初めに

北は日本海、南は瀬戸内海から淡路島を挟んで太平洋に面する県では、港湾は県民の生活にとって欠かすことのできない存在である。生活の三大要素である「衣食住」の多くが港湾を通じて県民のもとに届けられていることは勿論のこと、様々な業種の企業の活動拠点、県民の憩いの場、更には、防災拠点の役割なども担っている。そのため、港湾事業は、背後圏の産業も含めた県の社会経済活動の発展を支えるという「攻め」と、県民に憩いと癒しの場を提供するとともに、災害などから県民を守り、生活の安定を確保するという「守り」の二面性を有する特異な事業と言える。県は、県内に点在する各港湾の状況を踏まえ、「攻め」と「守り」の両面から港湾事業に係る各種施策を推進してきたところである。当包括外部監査では、6つの県民局・県民センター（土木事務所・港管理事務所）において現地調査を実施した。その際、県管理港湾 28 港の内、国際拠点港湾である姫路港、重要港湾である尼崎西宮芦屋港、東播磨港を含め 16 港を訪問したが、港湾の多様性、地域の経済活動や県民生活に与える影響の大きさなどを改めて実感し、その重要性を再認識したところである。その一方で、**法の求める趣旨を十分に理解しないまま行われている事務や、過去の意思決定を踏襲し、その意義や目的について十分な検討が行われていない事務などが数多く発見**されたとともに、**港湾事業の事務の根幹となる県港湾条例などについても見直すべき点が複数確認**されている。社会経済情勢は絶えず変化しており、前例踏襲主義では対応できない時代となっている。変化を的確に捉え、県民目線に立って事業の有効性や存在意義を絶えず見直し、透明で、公正かつ公平な事業を実施するための不断の努力が、結果として港湾事業の発展に繋がるものと考えている。

また、当包括外部監査では、港湾事業に関連する外郭団体のひょうご埠頭と新西宮ヨットハーバーで現地調査を実施した。両者は、県の港湾事業の発展を支える上で重要な役割を担っている団体であるが、この2つの外郭団体は、共に様々な課題を抱えている。**県の港湾事業を取り巻く環境が大きく変化**する中、**ひょうご埠頭と新西宮ヨットハーバーとの関係性を改めて見つめ直すことが必要**と考えられる。

さらに、指定管理施設である相生港那波旅客来訪船舶棧橋（指定管理者：あいおいアクアポリス）、尼崎西宮芦屋港利便機能付係留施設（指定管理者：兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会）及び尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設等（指定管理者：新西宮ヨットハーバー）で現地調査を実施した。**いずれの施設も数多くの県民が頻繁に利用するという性格の施設ではないが、公の施設として維持する以上は、より一層効率的な運営を心掛け、施設の魅力を向上させることが非常に重要になると考えられる。**

包括外部監査を実施した結果、港湾事業を所管する土木部港湾課などでは、上記の点を意識した財務事務の執行及び事業の管理が概ね実施されているとの心証を得ることが出来た。その一方で、県の港湾事業に関して数多くの課題が浮き彫りとなり、内容は多岐にわたる。包括外部監査報告書の最後に、指摘事項及び意見の一覧表を掲載し、包括外部監査人が重要と判断した項目が容易に判別することができるよう表記していることから、今後、課題解決に向けた取組みを実施する上で、参考にされたい。**県には、包括外部監査報告書の「指摘事項」「意見」を参考にして、県の港湾事業がより一層発展するよう努力されることを希望するものである。**

それでは、以下で、包括外部監査で発見された課題の要点を述べることとする。

2. 全般的事項

第一に、**ひょうご埠頭に対する港湾施設使用料の減免**についての課題である。ひょうご埠頭は、県から使用許可を得た港湾施設を運営する場合や民間業者に対して転貸する場合には、県港湾条例に基づく使用料を徴収している。その一方、県は、ひょうご埠頭に対して港湾施設使用料を減免しており、令和3年度の減免額は439百万円（減免率：58.5%）となっている。県港湾条例単価に基づく使用料と減免後使用料の差額を源泉として、過年度からひょうご埠頭は安定的かつ継続的に利益を計上し、約15億円の利益剰余金が積み上げられた結果、**令和3年度末時点で約14億円（総資産の約68.5%）の現金預金を有するに至っている。**

【ひょうご埠頭に対する港湾施設使用料の減免状況（令和3年度）】

（単位：千円）

部門名	①県港湾条例単価に基づく営業収入	②減免後港湾施設使用料	③=①-② 差額（減免額）	④=③/① 減免率
本店	494,418	169,091	325,327	65.8%
西宮支店	256,229	142,458	113,772	44.4%
合計	750,647	311,549	439,098	58.5%

【ひょうご埠頭 現金預金・利益剰余金・当期純利益推移】

(単位：千円)

	現金預金	利益剰余金	当期純利益
平成 19 年度	898,733	931,366	40,674
平成 20 年度	789,654	975,056	43,690
平成 21 年度	829,203	1,012,867	37,811
平成 22 年度	906,098	1,027,019	14,153
平成 23 年度	967,235	1,056,969	29,950
平成 24 年度	1,119,486	1,087,392	30,423
平成 25 年度	929,121	1,115,562	28,170
平成 26 年度	901,442	1,160,974	45,412
平成 27 年度	1,260,106	1,204,704	43,730
平成 28 年度	1,190,473	1,257,520	52,816
平成 29 年度	1,299,222	1,291,711	34,191
平成 30 年度	1,387,262	1,325,239	33,528
令和元年度	1,155,302	1,358,687	33,448
令和 2 年度	1,184,751	1,400,462	41,775
令和 3 年度	1,375,888	1,461,772	61,310

ひょうご埠頭に多額の資金や利益剰余金が計上されているにも関わらず、県が、本来の使用目的に合致した目的で使用許可を付与した港湾施設について、制度趣旨が全く異なる行政財産の目的外使用の使用料算定方法を準用した上で使用料を減免することは、本来の必要額や適正額を超える減免を実施することに繋がりがねず、合理性を欠くものと言える。そして、ひょうご埠頭の約 14 億円の資金は、監査委員や議会の審査を受けることなく、港湾整備事業特別会計の枠外で事業を実施するために利用することができる県にとっては都合の良い「第二の財源」となり得るものであり、県民に対して港湾整備事業特別会計の収支が適正に開示されない結果を生んでいる。ひょうご埠頭には多額の資金や利益剰余金が計上されている点を踏まえた上で、県は、減免の必要性も含めて改めて慎重に検討すべきであり、その結果、ひょうご埠頭に対して使用料を減免する場合には、透明性や公平性に十分に配慮した上で、合理的な方法に基づき減免額を算定すべきである。また、県にとって都合の良い「第二の財源」となり得るひょうご埠頭の多額の資金は、減免がなければ港湾整備事業特別会計の枠内で適正に執行されるべき性格のものである。従って、ひょうご埠頭は、県との協議に基づき、当該資金を使用した港湾施設の整備・修繕に係る将来計画を策定し、計画に従った事業を着実に遂行するとともに、県は計画の進捗を適切にモニタリングすべきである。

また、減免申請書類の入手漏れなど、**使用料の減免手続**についても不備が見られ

たため、改善を求めたい。

第二に、**県管理港湾に係る港湾別収支**についての課題である。県には県管理港湾が 28 港存在し、当包括外部監査において、一定の仮定のもと、地方港湾も含めた県管理港湾に係る収支状況を確認した結果、姫路港、尼崎西宮芦屋港及び東播磨港の 3 港に係る収支状況は良好であったものの、**地方港湾 25 港の内、17 港が赤字であり、特に、但馬地域については 3 港全てが、淡路地域については 15 港の内、都志港、江井港を除く 13 港が赤字**であった。

	収支差額の状況		計
	黒字（プラス）	赤字（マイナス）	
国際拠点港湾	1	0	1
重要港湾	2	0	2
地方港湾	8	17	25
（地方港湾内訳）			
播磨地域	6	1	7
但馬地域	0	3	3
淡路地域	2	13	15
合計	11	17	28

地方港湾については、これまで経営状況の把握は行われておらず、また、各港湾の利用状況や特徴を踏まえた上で、その発展に資するための具体的な計画が策定されていないが、**県は、国際拠点港湾や重要港湾と同様、毎年地方港湾についても収支等の経営状況を把握し、各港湾の特徴、地元住民や漁業組合等の港湾施設利用者の要望等を踏まえ、各地方港湾のあり方を具体的に検討すべき**である。

また、県は、ひょうごインフラ・メンテナンス計画に基づき港湾分野の維持修繕事業を実施している。新たな計画を策定する際、限りある予算をより一層効率的かつ効果的に配分するためにも、港湾別の収支状況を一指標として活用することを検討されたい。

第三に、**県営クレーン投資**についての課題である。県は、令和元年度に実施した県営クレーンのあり方・更新に関する検討結果に基づき、県営クレーンの更新投資を行っている。

【各地区の将来取扱貨物量・稼働日数推計】

港名 (地区名)	取扱貨物量 (万 t)							令和 40年 稼働 日数	将来取扱貨物の 算出根拠
	現状			将来					
	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 40年		
①姫路港 (中島地区)	15.6	16.4	18.6	18.7	18.9	19	38	127日	・港湾計画上の姫路港の 伸び率 (増 0.8%/年) ・民間企業新規参入 (令 和4年: 10万t増、以 降 0.8%/年増)
②姫路港 (須加地区)	21.5	22.1	23.5	23.7	23.9	24.1	32	69日	・港湾計画上の姫路港の 伸び率 (増 0.8%/年)
③姫路港 (広畑地区)	6.4	5.8	15.1	15.2	15.3	15.5	72	144日	・港湾計画上の姫路港の 伸び率 (増 0.8%/年) ・民間企業新規参入 (令 和4年: 増 2.4万t) ・バイオマス等新規参入 (令和5年: 増 38.0万 t)
④尼崎西宮 芦屋港 (東海岸町 地区)	14.7	17	9.1	9.2	15.3	15.4	21	54日	・港湾統計上の県管理港 湾の伸び率 (増 0.9%/ 年) 全国: 1.0%/年 (平成 21 年～平成 29年)
⑤東播磨港 (高砂地区)	3.3	3.3	2.9	3.4	3.8	4.3	7	110日	・港湾統計上の県管理港 湾の伸び率 (増 0.9%/ 年) ・民間企業新規参入 (令 和元年～4年の間で 1.7万t増) 全国 1.0%/年 (平成 21 年～平成 29年)

【県営クレーンの更新状況】

港区 (地区名)	投資予定額	令和3年度末時点の県営クレーン更新状況
①姫路港 (中島地区)	880 百万円	更新クレーンに係る詳細設計が完了 (令和3年度 にクレーン製造に係る契約を締結)。
②姫路港 (須加地区)	900 百万円	未着手 (令和6年度～令和7年度に更新予定)
③姫路港 (広畑地区)	900 百万円	未着手 (令和9年度～令和10年度に更新予定)
④尼崎西宮芦屋港 (東海岸町地区)	700 百万円	更新クレーンに係る仕様検討が完了 (令和5年度 にクレーン製造に係る契約を締結予定)。
⑤東播磨港 (高砂地区)	200 百万円	令和4年1月に新規クレーン (200t吊クローラ クレーン) が納品され (契約金額: 148 百万円)、 令和4年4月から稼働。
計	3,580 百万円	

しかし、約 36 億円の大規模な設備投資であるにも関わらず、更新後のクレーン
使用料は年間でどの程度になるか等の投資の効果について定量的に分析すること

なく、「老朽化」を理由に、下振れリスクを考慮しない楽観的な将来予測に基づき、安易に多額の設備投資を実施しようとしている県の姿勢に対して、疑問を呈さざるを得ない。

【取扱貨物量・クレーン稼働日数比較表】

港区（地区名）	取扱貨物量			クレーン稼働日数		
	①平成30年度	②令和40年度	②/①	①平均稼働日数 <small>（注）</small>	②令和40年度	②/①
①姫路港（中島地区）	18.6	38	2.0	52日	127日	2.4
②姫路港（須加地区）	23.5	32	1.4	52日	69日	1.3
③姫路港（広畑地区）	15.1	72	4.8	17日	144日	8.5
④尼崎西宮芦屋港（東海岸町地区）	9.1	21	2.3	38日	54日	1.4
⑤東播磨港（高砂地区）	2.9	7	2.4	52日	110日	2.1

（注）平成26年度～平成30年度の平均

【取扱貨物量の計画・実績比較（令和元年度～令和3年度）】

（単位：万t）

港区（地区名）		令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計	主な貨物
①姫路港 （中島地区）	将来予測	18.7	18.9	19	56.6	コンテナ、金属くず
	実績	19.4	36.4	36.8	92.6	
	計画達成状況	達成	達成	達成	達成	
②姫路港 （須加地区）	将来予測	23.7	23.9	24.1	71.7	鉄鋼、窯業品
	実績	19.2	16.4	17.4	53.0	
	計画達成状況	未達	未達	未達	未達	
③姫路港 （広畑地区）	将来予測	15.2	15.3	15.5	46.0	蛍石、コンテナ
	実績	17.7	5.8	6.1	29.6	
	計画達成状況	達成	未達	未達	未達	
④尼崎西宮芦屋港 （東海岸町地区）	将来予測	9.2	15.3	15.4	39.9	砂利、金属くず
	実績	6.7	13.9	9.5	30.1	
	計画達成状況	未達	未達	未達	未達	
⑤東播磨港 （高砂地区）	将来予測	3.4	3.8	4.3	11.5	コンテナ
	実績	3.3	3.7	3.3	10.3	
	計画達成状況	未達	未達	未達	未達	
合計	将来予測	70.2	77.2	78.3	225.7	
	実績	66.3	76.2	73.1	215.6	
	計画達成状況	未達	未達	未達	未達	

包括外部監査人が、一定の仮定のもと、クレーンの設備投資額を一定程度回収するために必要な稼働日数を試算したが、これまでの稼働日数を大幅に上回る必要があるとの結果であった。従って、**県は、県営クレーンの更新前に設備投資の効果を定量的に分析し、更新後は、実際の県営クレーンの稼働状況等に基づき、定期的に設備投資の効果を把握すべき**である。

港区（地区名）	平均稼働日数 （平成26年～平成30年）	使用料の減免を行わない場合		使用料を50%減免する場合	
		年間稼働日数	最大稼働日数 に対する割合	年間稼働日数	最大稼働日数 に対する割合
①姫路港（中島地区）	52日	81日	31.0%	163日	62.5%
②姫路港（須加地区）	52日	107日	41.0%	215日	82.4%
③姫路港（広畑地区）	17日	83日	31.8%	166日	63.6%
④尼崎西宮芦屋港 （東海岸町地区）	38日	147日	56.3%	293日	最大稼働日数 （261日）を超過
⑤東播磨港 （高砂地区）	52日	147日	56.3%	294日	最大稼働日数 （261日）を超過

（注1）公設クレーンという性格を考慮し、設備投資額の2分の1を使用料収入で回収する方針とし、「1日当たり稼働時間が4時間」の場合の年間稼働日数を記載している。

（注2）最大稼働日数は261日（365日×5/7）としている。

第四に、**港湾台帳**についての課題である。法第49条の2では、港湾管理者に対して、管理する港湾に係る港湾台帳の調製を義務付けている。しかし、当包括外部監査の結果、**港湾台帳の様式、記載対象、更新手続、管理方法**という点において、**非常に数多くの不備が確認**された。

【航路に関する港湾台帳（改正後の法施行規則第五号様式）】

3. 港湾施設の種類、名称、管理者名又は所有者名その他当該港湾施設の概要を把握するために必要な事項	
(1) 水域施設	
(イ) 航路	
施設番号	
名称	
管理者名等	
延長(m)	
幅員(m)	
水深(m)	計画上の水深
	現在の水深
海底の地質名	
しゅんせつの有無	
構造物による制限	制限(m)
防波堤等の内外の区分	
建設開始年度	開始年度
終了年度	終了年度
事業費	総額(千円)
	補助金額(千円)
備考	

【航路に関する港湾台帳（県が実際に使用している旧様式）】

4. 施設別表								
a) 本 簿 施設								
(イ) 航 路								
施設番号	名 称	管 理 者 名 等	延 長 (イ-1-1)	幅 員 (イ-1-2)	水 深 (イ-1-3)	海底の地質	建設開始年度 終了年度	備 考
1-0-1	東 航 路		1,700	200	-14.0			東田工業地区
1-0-2	橋原航路		1,600	250	-12.0			新藤地区
1-0-3	広畑航路		3,600	300	-17.0			広畑地区
1-0-4	網干航路		1,440	125	-7.5			網干地区
1-0-5	高砂航路		350	10	-1.0			網干港内/河原地区

法に基づき整備すべき台帳が、その機能や役割を殆ど果たせていない状態であり、長年にわたり数多くの不備を放置してきた点については、真摯に反省すべきであろう。早急に港湾台帳の整備を進めるとともに、兵庫県社会基盤施設総合管理システムを利用し、港湾台帳の電子化を推進することで管理の効率化に取り組まれることが望まれる。

第五に、**港湾施設の管理**についての課題である。県にとって、港湾施設の利用率を向上させ、港湾施設使用料等の収入をより多く収受することは、重要な目標の一つであるにも関わらず、県は、野積場を始めとする**収益施設の利用状況について統一的な管理を行っておらず、また、未利用港湾施設や低稼働港湾施設を一元的に管理していない。そのため、収益施設の統一的な管理体制を早急に整備するとともに、利用状況の改善に向けて様々な施策に取り組まれることが望まれる。**

また、当包括外部監査では様々な港湾施設の現場視察を行ったが、県港湾条例に定める**使用許可申請等の手続が行われず、不適切に港湾施設が利用されている状況を非常に多く目の当たりにした。**県には、**港湾施設利用者に対する指導及び監督を適切に実施することを求めたい。**

【施設写真（例）】

<山田港野積場>



<山田港物揚場>



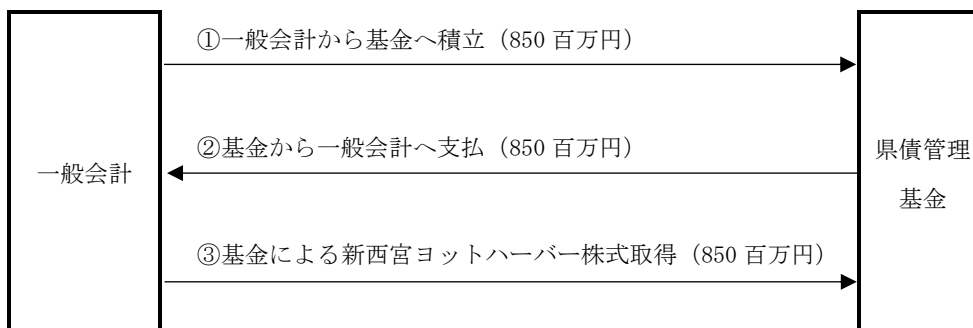
<赤穂港御崎地区未許可設置物>



第六に、**港湾施設使用料の算定根拠**についての課題である。港湾施設の使用料等は県港湾条例及び県港湾規則において詳細に規定されているが、その**算定方法や根拠に関する資料が殆ど保管されておらず**、また、近年は消費税率の引き上げ時に増税相当分を単価に反映する改定を行っているのみであるため、**現在の単価が社会経済情勢の変化等を踏まえた適切な水準となっているかの検証が十分に行えない状況**である。算定方法に関する資料の適切な保管は勿論のこと、**明確な根拠に基づき適切な使用料を算定し、社会経済情勢の変化に応じて、適時に見直すことが必要**である。

第七に、**県債管理基金による新西宮ヨットハーバー株式の取得**についての課題である。県は、実質公債費比率の抑制に向けて、当該比率を押し上げている要因の一つである県債管理基金の積立不足額を縮減するため、平成 18 年度 2 月補正において、**一般会計で保有していた新西宮ヨットハーバー株式（850 百万円）を県債管理基金が同額で取得する取引を行い、現在も保有している**。しかし、当該取引は**県債管理基金条例に違反するとともに、地方自治法第 241 条の趣旨を蔑ろにするもの**である。県は、県政改革の一環として、早急に解消に向けた措置を講じるべきである。

【取引図】



第八に、**法への対応、県港湾条例や港湾整備事業特別会計条例等の不備**についての課題である。まず、県は、**国際拠点港湾及び重要港湾に係る収支報告**を作成しているが、**法第 49 条に基づく県のホームページ等による公表を行っていなかった**。また、**港湾整備事業特別会計条例の対象範囲**について、地方財政法施行令における**港湾整備事業の範囲や港湾整備事業特別会計に係る歳入歳出決算報告書と齟齬が生じている**ことが判明した。更には、港湾事業に係る事務の根幹となる**県港湾条例等に見直すべき点が複数確認**されるとともに、**緊急小規模工事に関する実施要領も未策定**であった。残念ながら、これらは前例踏襲の事務を行っている場合には気付きにくいものである。県港湾条例等の見直しを早急に進めるとともに、今後は常に「**見直すべき点はないか**」という視点を持って事務を行うことが肝要である。

3. 県民局・県民センター（土木事務所・港管理事務所）

当包括外部監査では、東播磨県民局（加古川土木事務所）を始めとして、6ヶ所の県民局・県民センター（土木事務所・港管理事務所）で現地調査を実施した。管轄する港湾の状況に応じて真摯に業務を実施しているとの印象を持ったものの、様々な場面で事務の不備が発見されたことも事実である。多岐にわたる事務を限られた職員数で担当していることに起因しているのかもしれないが、当包括外部監査の結果を真摯に受け止め、改善に努められたい。

第一に、**請負事業や委託事業に係る契約事務**についての課題である。まず、県の取扱いに基づく業者選定手続を実施した上で契約を締結すべき事業について、**当該業者選定手続を実施せず、「指示伺い」という内部決裁手続のみで別業務に当該業務を追加し、委託業者に指示している事案**が複数確認されている。また、**津居山港外緊急小規模港湾工事**については、業者の指名状況、95%超の落札率が継続していること及び落札業者が継続して同一であることを踏まえると、**適切な競争原理が機能している**とは言い難い。

【緊急小規模港湾工事に関する入札結果（過去5年）】

（単位：千円）

対象年度	入札日	落札業者	① 予定価格 (税抜)	指名業者	入札状況				② 落札価格 (税抜)	③=②/① 落札率
					予定 価格 超過	予定 価格と 同額	予定 価格 未滿	辞退		
平成30年度	平成30年 3月22日	A社	2,710	10者	2者	2者	5者	1者	2,600	95.90%
令和元年度	平成31年 3月22日	A社	2,720	10者	4者	1者	3者	2者	2,650	97.40%
令和2年度	令和2年 3月13日	A社	2,680	10者	5者	1者	4者	0者	2,600	97.00%
令和3年度	令和3年 3月17日	A社	5,190	10者	4者	2者	4者	0者	5,000	96.30%
令和4年度	令和4年 3月24日	A社	4,800	10者	4者	4者	2者	0者	4,680	97.50%

【指名業者（令和3年度・令和4年度）】

事業名	津居山港外緊急小規模港湾工事	
入札日	令和3年3月17日	
予定価格	5,190,000円	
入札者	入札金額（円）	
A社	5,000,000	落札
B社	5,100,000	
C社	5,120,000	
D社	5,160,000	
E社	5,190,000	予定価格と同額
F社	5,190,000	予定価格と同額
G社	5,200,000	予定価格超過
H社	5,225,000	予定価格超過
I社	5,270,000	予定価格超過
J社	5,300,000	予定価格超過

事業名	津居山港外緊急小規模港湾工事	
入札日	令和4年3月24日	
予定価格	4,800,000円	
入札者	入札金額（円）	
A社	4,680,000	落札
K社	4,760,000	
D社	4,800,000	予定価格と同額
G社	4,800,000	予定価格と同額
F社	4,800,000	予定価格と同額
J社	4,800,000	予定価格と同額
I社	4,810,000	予定価格超過
C社	4,830,000	予定価格超過
H社	4,830,000	予定価格超過
E社	4,900,000	予定価格超過

(注) 令和4年3月に実施された入札では、前年度の入札において予定価格を下回る入札金額で入札に参加したB社からK社に指名業者を変更しているが、それ以外の業者については前年度と同一の業者となっている。

更には、**尼崎西宮芦屋港内の放置艇の現状調査と今後のボートパークの運営検討業務契約**については、委託料の一部に、指定管理者が県に代わって実施した沈船処分業務の経費相当の補填額が含まれている可能性があることから、契約手続が極めて不適切であり、また、**契約金額も合理性を欠くものであった。**

【尼崎西宮芦屋港内の放置艇の現状調査と今後のボートパークの運営検討業務契約の概要】

項目	内容
契約日	令和3年9月13日
業務内容	放置艇の現状調査（平成29年度分の時点修正）：阪神南県民センター管内にある放置艇の現況について現地調査のうえ、放置艇の概要の整理をする。
委託期間	契約の日から令和4年3月20日まで
委託料	1,100,000円（税込）

その他にも、予定価格調書が作成されていない事案、予定価格を超過した金額で契約している事案、随意契約に係る理由書が作成されていない事案、随意契約に係る根拠が不十分な事案、随意契約に係る契約金額の検討が不十分な事案、元請負業者が同一工事に係る入札に参加した別の業者と下請負契約を行っている事案、再委託承諾手続が漏れている事案など、**契約事務に関する不備が全ての現地調査対象事**

務所で数多く確認されている。契約事務に係る県の取扱いに準拠したとは言い難く、今後このような事務を行うことがないように、改めて県の取扱いを確認すべきである。

第二に、**浦港の未整備地**についての課題である。淡路島北東部に位置する浦港の北側水面を埋め立て、岸壁他を整備する事業が計画され、平成元年に埋立の免許を受けたが、財政上の課題から平成 10 年以降は事業が休止されている。**当該事業には、6 億 7 千万円もの事業費が投じられたにも関わらず、約 25 年もの間事業が休止され「塩漬け」状態となっており、本来であれば、環境の変化を踏まえ事業の今後のあり方について真剣に検討すべきであったが、長期にわたり漫然と埋立免許更新手続を進めた県の姿勢は、怠慢との誹りを免れない。**今後の方向性について、早急にかつ真剣に検討すべきであろう。

【工事の進捗状況】

工程	工事進捗状況
－5.5m岸壁	概成している。
F・G・H護岸	概成している。
埋立工	16,000m ³ 未施工である。
エプロン・水叩舗装工	未施工である。
植栽	未施工である。
泊地浚渫	60,700m ³ 未施工である。

【免許更新手続の状況】

	許可年月日	内容
当初免許	平成元年 5 月 17 日	津名郡東浦町字猪ノ尻 841 番、842 番 2、845 番 2、849 番 1 及び 850 番 1 地先と同郡同町字猪ノ尻 1035 番 24 及び 1035 番 8 地先の公有水面埋立ての免許
第 1 回変更	平成 6 年 4 月 1 日	設計概要変更、竣功期間伸長、土地利用計画変更
第 2 回変更	平成 8 年 7 月 16 日	設計概要変更、竣功期間伸長、土地利用計画変更
第 3 回変更	平成 13 年 7 月 28 日	設計の概要の変更、土地利用計画の変更、埋立に用いる土砂等の採取量の変更
第 4 回変更	平成 20 年 3 月 31 日	竣功期間伸長
第 5 回変更	平成 25 年 8 月 5 日	竣功期間伸長
第 6 回変更	平成 30 年 8 月 30 日	竣功期間伸長

【事業費の計画実績比較】

(単位：百万円)

	当初計画	実績	差異
国費	108	270	162
県費	214	400	186
合計	322	670	348

【埋立免許更新申請書比較（第3回変更・第6回変更）】

	第3回変更	第6回変更
申請日	平成13年7月5日	平成30年7月24日
許可日	平成13年7月28日	平成30年8月30日
工事竣功期間 伸長の内容	変更前：平成13年8月8日 変更後：平成20年8月8日	変更前：平成30年8月8日 変更後：令和5年8月8日
休止理由	平成10年度に浦港は、岸壁供用時（砂、砂利等）の粉塵等の環境対策について地元と調整中であること及び近年の厳しい財政事情を背景に、緊急性及び必要性のより高い港湾を優先的に整備せざるを得なくなったことなどを理由に、埋立工を除き現在まで工事を休止している状況である。	平成10年度より工事を休止し、平成20年度より港整備交付金事業により工事を再開方針となっていた。しかしながら、いまだ財政事情は厳しく、地震津波対策事業など緊急性及び必要性の高い港湾整備事業を優先する必要があることから、当初予定事業の再開の目途がたたないまま、現在に至った。このため、指定期間内に工事を竣功できなくなったものである。
事業再開予定	平成10年度より工事を休止しているさなか、埋立地内の閉鎖水面からの悪臭及び害虫等の環境対策並びに子供らの水難事故防止のため、埋立地を陸地化すべく津名郡における下水道事業等より発生する公共残土を投入し、埋立てを進めてきた。 兵庫県としては、このような状況の中、早急な環境対策を実施し、さらには浦港の懸念事項である港湾整備による課題解決のため、平成13年度より、県単独事業により工事を再開する方針とした。 (中略) 以上のとおり、本埋立地（2工区）は平成13年度より事業再開する予定であるとともに、残工事の工事工程を勘案して竣功期間を伸長することにより指定期間内竣功を阻害した要因は解消される。	平成10年度以降、工事を休止している中、埋立地内に雑草が繁茂し荒地同然となっているため地元より環境対策並びに子供の事故防止のため、埋立地を早急に完成して欲しいとの要望がある。 兵庫県としては、このような状況の中、早急な環境対策を実施し、さらには懸念事項である港湾整備による課題解決のため、平成31年度より、県単独事業による整備を再開する方針である。 以上のとおり、本埋立地（2工区）は平成31年度より事業再開する予定であるとともに、残工事の工事工程を勘案して竣功期間を伸長することにより指定期間内竣功を阻害した要因は解消される。
埋立を継続して行う必要性	本埋立て（2工区）は、浦港の懸念事項である-5.5m岸壁等の港湾整備及び岸壁と一体となって機能する野積場、道路、緑地の用地確保を目的に計画されているが、整備進捗の遅れに伴う課題は依然として解消されていない。従って、今後とも継続して埋立てを行う必要がある。	本埋立て（2工区）は、浦港の懸念事項である-5.5m岸壁等の港湾整備及び岸壁と一体となって機能する野積場、道路、緑地の用地確保を目的に計画されているが、整備進捗の遅れに伴う課題は依然として解消されていない。従って、今後とも継続して埋立てを行う必要がある。

【施設写真】

<浦港未整備地①>



<浦港未整備地②>



第三に、**使用料の徴収や未収債権の管理**についての課題である。まず、県港湾条例の使用料単価改正時に占使用システムへの単価入力が適切に行われず、過去の条例単価に基づき使用料を徴収した結果、**使用料の徴収漏れ等が発生**している事実が複数確認された。適正な使用料の徴収は県の歳入に直結する事項であり、今後は、年度当初に占使用システム上の全ての単価を確認することを徹底されたい。

また、未収債権の管理について、尼崎港管理事務所では、**滞納者の説明に関する検討が不十分であり、港湾施設の使用不許可の判断を先送りにした結果、令和3年度末時点の滞納額が3億円以上となる事態を招いている**。洲本土木事務所や姫路港管理事務所でも、債権管理に不十分な点が見受けられた。債権管理に当たっては、滞納者の説明をそのまま受け取ることなく、批判的に検討する姿勢を忘れてはならない。

【A社の年度別未済額】

(単位：千円)

年度	未済額	年度	未済額
平成 14 年度	35,331	平成 27 年度	36,922
平成 16 年度	16,403	平成 28 年度	23,129
平成 17 年度	24,643	平成 29 年度	38,206
平成 18 年度	42,344	平成 30 年度	38,617
平成 22 年度	23,291	令和元年度	27,105
平成 26 年度	11,607	合計	317,602

第四に、**港湾台帳や港湾施設の管理**についての課題である。当包括外部監査の**現地調査対象事務所の全てにおいて、港湾台帳の更新漏れなどの不備が非常に数多く発見**されている。実際の業務では殆ど利用されていないため、港湾台帳の意義や役割を十分に理解せず、「備えてさえいればそれで十分」という意識が蔓延していた

ことが根本的な原因であろう。財産管理の基礎は、正確な台帳の作成と適時適切な更新である。早急な改善を求めたい。また、港湾施設の不適切な利用状況については、先述のとおりである。**他の港湾施設利用者の利用を妨げる利用状況については、毅然とした対応で臨むべき**である。

4. 外郭団体

当包括外部監査では、港湾事業に係る外郭団体として、**ひょうご埠頭**と**新西宮ヨットハーバー**での現地調査を実施した。

第一に、両者で、会社法で求められる**ガバナンス上の課題（取締役会開催頻度、書面決議手続など）が確認**されている。会社法は、株式会社が遵守する必要がある基本法であり、ひょうご埠頭と新西宮ヨットハーバーも例外ではない。株式会社の事業運営の根幹であるガバナンスの改善に早急に取り組まれない。

第二に、新西宮ヨットハーバーは、港湾施設の指定管理者としての役割も担っているが、**指定管理業務からも様々な事務の不備（利用料金の過大徴収、県の承認の無い減免措置、不適切な契約事務、不正確な実績報告など）が確認**されている。

外郭団体に対する県の指導や監督が不十分である点も問題であり、両者ともに改善すべき事項は多い。

その他、ひょうご埠頭では、**会計処理上の課題（賞与引当金、修繕引当金）も確認**されているため、会計上の取扱いについて改めて確認されたい。

5. 指定管理施設

当包括外部監査では、土木部港湾課から指定管理業務に関する資料を入手し、必要に応じて質問等を行うとともに、相生港那波旅客来訪船舶棧橋を始めとして、3ヶ所の指定管理施設で現地調査を実施した。

全般的な事項としては、まず、**指定管理者の公募に際して募集期間が合理的な理由もなく2ヶ月よりも短く設定**されおり、また、**選定委員会の議事内容（要旨）が県ホームページ等で公表**されておらず、県の「指定管理者の公募に関するガイドライン」に**反する取扱い**が行われていた。次に、非公募により指定管理者を指定する際に作成された決裁書には、「**第三セクター**」という非常に抽象的な**指定基準適合理由**しか記載されていなかった。

更には、**港湾課管理班が所管する施設に係る基本協定書には、「指定管理者の公募に関するガイドライン」に照らして、本来織り込まれるべき項目が漏れている**など、**指定管理者制度が適切に運用**されているとは言い難い状況である。

指定管理者制度の趣旨を再確認し、適正な運用に努められたい。

【基本協定書の条項比較】

条項	尼崎西宮芦屋港利便機能付係留施設 (港湾計画班(振興担当)所管)	尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設等 (管理班所管)
第1条	本協定の目的	業務管理
第2条	業務	管理運営の条件
第3条	指定管理者の責務	事業計画書等の提出
第4条	指定の期間	報告等
第5条	利用料金	管理費用の負担
第6条	利用料金の変更	利用料金
第7条	還付金	有効期間
第8条	施設等の維持管理	年度契約
第9条	財産等の修繕	暴力団等の排除
第10条	情報公開	暴力団等の排除
第11条	個人情報の保護	暴力団等の排除
第12条	秘密の保持	暴力団等の排除
第13条	会計区分	その他
第14条	業務計画書	
第15条	年度事業報告書	
第16条	業務処理状況の報告等	
第17条	業務の引継ぎ	
第18条	指定の取消等	
第19条	乙による指定の取消	
第20条	業務委託の禁止	
第21条	管理施設の改修等	
第22条	緊急時の対応	
第23条	損害賠償義務	
第24条	帳簿等の整備	
第25条	原状回復	
第26条	重要事項の変更の届出	
第27条	権利・義務の譲渡の禁止	
第28条	本業務の範囲外の業務	
第29条	協定の改定	
第30条	年度協定	
第31条	その他	

「指定管理者の公募に関するガイドライン」協定事項の例示	尼崎西宮芦屋 港利便機能付 係留施設 (注4)	尼崎西宮芦屋 港来訪船舶係 留施設等 (注5)
1 基本協定の趣旨、目的	○	×
2 業務の範囲	○	○
3 管理の基準（開館日・開館時間等）	— (注1)	— (注1)
4 指定期間	○	○
5 県が支払う指定管理料、利用料金に関する事項	○	○
6 財産の管理、備品等の取扱い等に関する事項	○	×
7 秘密の保持に関する事項	○	○
8 文書管理並びに情報公開及び個人情報保護に関する事項	○	○
9 責任分担、リスク分担に関する事項	○	○
10 指定管理者の損害賠償義務に関する事項	○	×
11 保険に関する事項	— (注1)	— (注1)
12 事業実施計画、事業報告・業務実施状況の確認・評価等に関する事項	○	(注2)
13 業務改善指示、管理業務の停止及び指定の取消し等に関する事項	○	(注3)
14 指定期間満了時における原状回復義務、業務の引継ぎ等に関する事項	○	×
15 その他必要な事項		
帳簿の整備	○	×
再委託の禁止	○	×
重要事項等の変更の届出	○	×
協定の変更	○	×
疑義等の決定等	○	○

(注1) 特に記載を要しないと判断されるものについては、「—」としている。

(注2) 事業報告に係る事項については、年度協定書に記載されている。

(注3) 「暴力団等の排除」に係る項目に記載されている。

(注4) 港湾計画班（振興担当）所管である。

現地調査対象施設の指定管理者であるあいおいアクアポリス、兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会においても、**実績報告書の不備や指定管理業務の再委託承諾漏れなどの課題**が数多く確認されている。加えて、**県は、相生市の第三セクターであるあいおいアクアポリスに対して直接的な監督義務は無いとはいえ、あいおいアクアポリスが、令和2年12月に経営改善計画を策定し、相生市から100百万円の補助金を交付されなければならないほど経営状態が悪化している状況を把握していなかった。**指定管理施設を安定的に運営する上では、今後、経営改善計画の進捗状況などを定期的に確認することが必須であろう。

【あいおいアクアポリス 決算推移（平成 29 年度～令和 3 年度）】

（単位：千円）

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
売上高	207,114	198,143	191,161	162,735	167,546
経常利益	△19,175	△12,876	△9,184	△11,848	△7,387
当期純利益	△19,348	△13,061	△9,357	△12,033	92,429
純資産	235	△12,826	△22,183	△34,217	58,212

6. 終わりに

包括外部監査制度が平成 11 年 4 月 1 日に導入されてから、既に 20 年以上経過するが、県において「港湾事業」が監査テーマとして取り上げられたことは初めてである。そのため、残念ながら、当年度の包括外部監査では、長きにわたり放置されてきた事項も含め、非常に数多くの課題が発見され、報告することとなった。県にとっては、耳が痛いものばかりかもしれない。しかし、県の行政事務の一挙手一投足に対して、県民が厳しい視線を注いでいることを忘れてはならない。**包括外部監査人は、行政事務の基本を「公正」「公平」「透明」の 3 つと考えている。県には、常に「公正」「公平」「透明」の 3 つを意識し、当包括外部監査で指摘された課題の根本的な原因を慎重に分析するとともに、その解決に向けた真摯な取組みを通じて、今後の行政事務の適正化に邁進されるよう期待したい。**

なお、地方自治法第 252 条の 36 第 4 項において、地方公共団体は、連続して 4 回、同一の者と包括外部監査契約を締結してはならないとされていることから、当年度が包括外部監査人にとっての監査最終年度に該当する。新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の危機に直面する中、包括外部監査に対する多大な協力、真摯な姿勢や対応に対して、県には改めて感謝を申し上げる。

Ⅱ. 監査項目別の指摘事項及び意見の数

監査項目	指摘事項	意見
1. 全般的事項		
(1) ひょうご埠頭に対する港湾施設使用料の減免	4	3
(2) 県管理港湾に係る港湾別収支	1	1
(3) 県営クレーン更新投資	1	1
(4) 港湾台帳	5	5
(5) 港湾施設の管理	4	3
(6) ひょうごインフラ・メンテナンス計画	0	1
(7) 港湾施設使用料の算定根拠	2	2
(8) 県債管理基金による新西宮ヨットハーバー株式の取得	1	1
(9) 港湾施設の緊急小規模工事	1	1
(10) 港湾整備事業特別会計条例	2	1
(11) 法第 49 条に基づく収支報告	1	1
(12) 県港湾条例第 13 条（譲渡等の禁止）	1	1
(13) 県港湾条例第 16 条（原状回復義務）	1	1
(14) 港湾施設に係る国有資産等所在市町村交付金	1	1
(15) 岸壁又は物揚場への船舶係留許可を不要とする施設に係る指定告示	1	1
(16) 入札公告における入札参加申込書の受付期間	1	1
計	27	25
2. 県民局・県民センター（土木事務所・港管理事務所）		
(1) 東播磨県民局（加古川土木事務所）	9	7
(2) 阪神南県民センター（尼崎港管理事務所）	24	17
(3) 中播磨県民センター（姫路港管理事務所）	16	15
(4) 淡路県民局（洲本土木事務所）	30	8
(5) 但馬県民局（豊岡土木事務所）	15	13
(6) 西播磨県民局（光都土木事務所）	18	9
計	112	69

監 査 項 目	指 摘 事 項	意 見
3. 外郭団体		
(1) ひょうご埠頭	3	4
(2) 新西宮ヨットハーバー	22	15
計	25	19
4. 指定管理施設		
(1) 全般的事項	10	6
(2) 相生港那波旅客来訪船舶棧橋（指定管理者：あいおいアクアポリス）	6	4
(3) 尼崎西宮芦屋港利便機能付係留施設（指定管理者：兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会）	10	9
(4) 尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設等（指定管理者：新西宮ヨットハーバー）	3（2） 参照	3（2） 参照
計	26	19
合 計	190	132

Ⅲ. 指摘事項及び意見

包括外部監査の指摘事項及び意見につき一覧できるよう項目を整理するとともに、これらの項目のうち**包括外部監査人が特に重要度が高いと判断した項目には◎を付し、次いで重要と判断した項目に○を付して**、指摘事項及び意見のまとめとした。

1. 全般的事項

(1) ひょうご埠頭に対する港湾施設使用料の減免

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-1】	県は、ひょうご埠頭の財政状態及び経営成績を考慮することなく、過去から港湾施設使用料に関する多額の減免を継続した結果、ひょうご埠頭には約 14 億円の資金が蓄積されることとなった。この資金は、監査委員や議会の審査を受けることなく、港湾整備事業特別会計の枠外で事業を実施するために利用することができる県にとっては都合の良い「第二の財源」となり得るものであり、県民に対して港湾整備事業特別会計の収支が適正に開示されない結果を生んでいる。	◎	122
【指摘事項-2】	ひょうご埠頭に多額の資金や利益剰余金が計上されているにも関わらず、県が、本来の使用目的に合致した目的で使用許可を付与した港湾施設について、制度趣旨が全く異なる行政財産の目的外使用の使用料算定方法を準用した上で使用料を減免することは、本来の必要額や適正額を超える減免を実施することに繋がりがねず、合理性を欠くものである。	◎	124
【指摘事項-3】	県は、ひょうご埠頭に対して、使用料の全部又は一部を減免しており、これは、県港湾条例第9条の2第3号の「前2号に掲げる場合のほか、知事が特別の理由があると認めるとき」に該当することを理由としているものと考えられる。しかし、県がひょうご埠頭に対して発行した令和3年度港湾施設使用料通知書には、港湾施設使用料の金額が記載されているのみであり、減免理由が明記されていないことから、県港湾条例第9条の2のいずれの条項に基づく使用料の減免であるか否かが不明瞭である。	○	126
【指摘事項-4】	県は、ひょうご埠頭本店より姫路港広畑港区野積場他に係る港湾施設用地使用許可申請書を受領し、減免後の使用料を算定した上で、令和3年度の港湾施設使用料を通知しているが、ひょうご埠頭本店からは減免理由が記載された減免申請書類は提出されていない。従って、県は、減免申請していない港湾施設利用者に対して、県の判断により減免措置を実施していることとなり、減免手続に瑕疵が認められる。	○	126
【意見-1】	港湾施設の公共性を維持し、利用者の要望に的確に応えるかたちで安定的に港湾施設を運営する観点から、県が、ひょうご埠頭に対して実施する港湾施設使用料の減免を否定するものではないが、ひょうご埠頭には多額の資金や利益剰余金が計上されている点を踏まえた上で、県は、減免の必要性も含めて改めて慎重に検討すべきである。その結果、ひょうご埠頭に対して使用料を減免する場合には、外郭団体との取引であり、より一層透明性を確保する必要があることを強く意識するとともに、他の港湾施設利用者に対する公平性に十分に配慮した上で、合理的な方法に基づき減免額を算定すべきである。	◎	125

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-2】	県にとって都合の良い「第二の財源」となり得るひょうご埠頭の多額の資金は、減免がなければ港湾整備事業特別会計の枠内で適正に執行されるべき性格のものである。従って、ひょうご埠頭は、県との協議に基づき、当該資金を使用した港湾施設の整備・修繕に係る将来計画を策定し、計画に従った事業を着実に遂行するとともに、県は計画の進捗を適切にモニタリングすべきである。	◎	125
【意見-3】	県は、使用料の減免を行う場合には、港湾施設の利用者から減免理由を記載した減免申請書類を適切に入手し、県港湾条例第9条の2に定める減免理由への該当を慎重に検討した上で、港湾施設の利用者に対する使用料を通知すべきである。また、その際、使用料通知書には県港湾条例第9条の2に基づく使用料の減免理由を明記すべきである。	○	126

(2) 県管理港湾に係る港湾別収支

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-5】	県は、姫路港、尼崎西宮芦屋港及び東播磨港については、法に基づき収支状況を把握するとともに、港湾計画に基づき、港湾施設の整備、更新、用地利用の促進等の取組みを積極的に進めているが、地方港湾については、これまで経営状況の把握は行われておらず、また、各港湾の利用状況や特徴を踏まえた上で、その発展に資するための具体的な計画は策定していない。	◎	132
【意見-4】	県は、国際拠点港湾や重要港湾と同様、毎年地方港湾についても収支等の経営状況を把握し、各港湾の特徴、地元住民や漁業組合等の港湾施設利用者の要望等を踏まえ、各地方港湾のあり方を具体的に検討すべきである。	◎	132

(3) 県営クレーン更新投資

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-6】	今回の県営クレーンの更新は、約 36 億円の大規模な設備投資であるにも関わらず、更新後のクレーン使用料は年間でどの程度になるか、管理運営費や維持修繕費などの費用はどの程度必要か、野積場等の他の港湾施設の稼働率が上昇することで使用料はどの程度増加するか等の投資の効果について定量的に分析することなく、「老朽化」を理由に、下振れリスクを考慮しない楽観的な将来予測に基づき、安易に多額の設備投資を実施しようとしている県の姿勢に対しては疑問を呈さざるを得ない。	◎	137
【意見-5】	県は、県営クレーンの更新前に、設備投資額のうち使用料収入により回収する割合、計画稼働日数・時間、使用料減免率等を設定した上で設備投資の効果定量的に分析し、更新後は、実際の県営クレーンの稼働状況等に基づき、定期的に設備投資の効果把握すべきである。	◎	141

(4) 港湾台帳

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-7】	当包括外部監査において、各土木事務所・港管理事務所が備えている港湾台帳を確認した結果、現地調査を実施した全ての土木事務所・港管理事務所が備えている港湾台帳は、全て旧様式で調製され、平成23年4月1日以降に新たに整備された港湾施設が複数あるが、それらの状況について、改正後の法施行規則第五号様式で作成していなかった。これは、法第49条の2及び法施行規則第14条第2項に基づく適切な事務処理とは言えない。	○	142
【指摘事項-8】	当包括外部監査において、各土木事務所・港管理事務所が備えている港湾台帳を確認した結果、港湾施設に該当しない施設について港湾台帳に記載している事例が散見された。	○	144
【指摘事項-9】	当包括外部監査において、各土木事務所・港管理事務所が備えている港湾台帳を確認した結果、現地調査を実施した全ての土木事務所・港管理事務所が備えている港湾台帳について、港湾台帳上の項目に必要な情報の記載が不足している、港湾施設が更新されているが更新作業が行われていない、港湾施設が新たに整備されているが速やかに記載されていないなど、法施行規則第14条第4項に定める港湾台帳の更新事務が適時、適切に行われていない状況が非常に数多く確認された。	◎	147
【指摘事項-10】	県は、同一の港湾施設に対して、各土木事務所・港管理事務所と本庁が各々港湾台帳を調製して管理を行っているが、各土木事務所・港管理事務所からの情報に基づき、本庁の港湾台帳が適切に更新されていない事例が発見された。	○	147
【指摘事項-11】	港湾台帳は、港湾事業に係る様々な施策を遂行する上での重要な基礎データを提供するものであり、事業遂行に係る適切な意思決定を行うためには、港湾施設を漏れなく正確に記載することが極めて重要となる。現在、港湾台帳は手書きによる更新作業等を行いながら管理されているが、より効率的に台帳管理を行うには、港湾台帳の電子化が最適であると考え。そのような中、社会基盤システムでは、システム構築時にデータ化して取り込んだ港湾台帳の情報を有していることから、社会基盤システムを活用することにより、効率的に港湾台帳の電子化が実現できるものと考え。しかし、社会基盤システムに登録されている港湾台帳は新規登録時から更新されていないものが非常に多く、即座に港湾台帳の管理に社会基盤システムを活用できる状態とはなっていない。	◎	148
【意見-6】	改正後の法施行規則第五号様式と、県が現在使用している旧様式を比較した場合、改正後第五号様式の記載事項である事業費（総額・補助金）が、旧様式には記載されていないなど、法施行規則第14条第2項第3号に定める「その他当該港湾施設の概要をは握するために必要な事項」の多くが記載されておらず、現在、法が要求する港湾施設の管理及び利用に資する情報が十分に開示されていない状態にある。従って、県は、平成23年以降に新たに整備された港湾施設について、速やかに改正後の法施行規則第五号様式により港湾台帳を作成するとともに、様式で求められる記載項目については全て記載する対応を図るべきである。なお、法施行規則第14条第3項において調製することが求められている施設位置図について、現状、1つの地図に複数の港湾施設の位置情報をまとめて調製しているが、改正後の第五号様式が個々の港湾施設に関する様式であることの趣旨を鑑みると、平成23年4月1日以降の港湾施設の状況を示す図面（施設位置図）は、個々の港湾施設と個別に対応する方式で作成すべきである。	○	142

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-7】	県は、港湾施設に該当しない施設や県の管理対象外であり港湾台帳に記載する必要がない港湾施設を港湾台帳に記載しているが、記載する必要がない施設は港湾台帳の記載対象外とすべきである。	○	145
【意見-8】	港湾施設の管理目的と港湾施設に関する情報開示目的という2つの目的を適切に果たすために、県は、港湾台帳の更新事務を適時、適切に行うべきである。	◎	147
【意見-9】	県は、港湾台帳のデータ管理化を早急に進めるとともに、本庁と各土木事務所・港管理事務所で備える港湾台帳については一元的に管理すべきである。	○	148
【意見-10】	県は、港湾台帳の様式や記載内容の不備を修正し、法定台帳としての役割や機能を適切に果たす港湾台帳を整備する過程において、社会基盤システムを積極的に活用すべきである。なお、各土木事務所・港管理事務所における港湾施設は数多くあり、現在の県職員のみで実施することは現実的ではないため、適切な外注業者への委託の活用も検討した上で、速やかに港湾台帳の整備を進められたい。	◎	149

(5) 港湾施設の管理

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-12】	当包括外部監査における県内各地の土木事務所や港管理事務所での現地調査時に、各事務所での港湾施設、特に野積場を始めとする収益施設の利用状況をどのように管理しているかを確認した結果、事務所で独自に作成した利用状況管理表に基づき管理している場合、利用者が殆ど固定化されているため利用状況を管理するための資料を特段作成していない場合など、収益施設の統一的な管理が行われていなかった。	◎	149
【指摘事項-13】	県は、未利用港湾施設や低稼働港湾施設を一元的に管理していない。	◎	149
【指摘事項-14】	当包括外部監査において、各土木事務所・港管理事務所が管理する港湾に係る港湾施設の現場視察を実施した結果、県港湾条例に定める使用許可申請等の手続が行われず、不適切に港湾施設が利用されている状況が非常に数多く確認された。	○	155
【指摘事項-15】	不適切な港湾施設の利用が継続した場合には、港湾施設使用料等の徴収漏れが発生し公平性を欠くとともに、他の港湾施設利用者の利用機会を不当に制限することに繋がりがかねないが、県は、不適切な利用状況が数多く発生している事実を認識していない又は放置している。	○	155
【意見-11】	県は、各土木事務所・港管理事務所において、統一的な方針に基づき収益施設を管理するとともに、未利用港湾施設や低稼働港湾施設を適時適切に把握できる体制を整備すべきである。	◎	149
【意見-12】	県も、一部の未利用港湾施設について、港湾利用以外の使用も検討する方針としているが、長期にわたり未利用の状態が継続している実態を踏まえ、港湾利用以外の使用を早期に可能とする措置を講じるとともに、当該地の情報（場所、面積、現況写真等）を県のホームページに掲載するなど、港湾利用者以外の者に対する情報提供を積極的に行うべきである。	◎	154
【意見-13】	県は、各港湾への定期的な巡回を通じて、港湾施設が適切に利用されているかを確認し、港湾施設利用者に対する指導及び監督を適切に実施するとともに、不適切な利用を行う港湾施設利用者に対しては、県港湾条例第19条（罰則）の適用を含め、厳正な対応を行うべきである。	○	155

(6) ひょうごインフラ・メンテナンス計画

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-14】	港湾施設の維持更新に当たっては、施設の老朽化の進行度が重要な判断要素となることは当然であるが、港湾施設は物流や人流の輸送拠点としての利便施設としての性格を有するため、観光施設や企業の動向などの背後地の情勢も注視する必要があり、また、港湾施設の利用状況や地元住民、漁協関係者との調整など様々な要素を加味して実施の優先性や工事方法等を検討する必要がある。更には、これまで把握されてこなかった港湾別の収支状況を考慮要素とすることで、限りある予算をより一層効率的かつ効果的に配分することが可能となると考えられる。従って、新たなひょうごインフラ・メンテナンス計画を策定する上で、港湾別の収支状況を一指標として活用することが望まれる。	○	157

(7) 港湾施設使用料の算定根拠

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-16】	県に対して係船料単価の算定根拠を確認した結果、県港湾条例制定当時（昭和 38 年）から昭和 57 年までの係船料単価の改定に用いた資料は保管しておらず、引継資料なども残っていないため、現在では算定方法は不明であるとのことであった。また、近年は、港湾施設使用料を含め全ての使用料の改定の要否は、全庁的な方針に従って判断することとしており、長らく改定は見送られている状況で、基本的に消費税率の引き上げ時にその増税相当分を係船料単価に反映する改定を行っているのみである。そのため、現在の単価が社会経済情勢の変化等を踏まえた適切な水準となっているかの検証を十分に行うことが出来る状態にあるとは言い難い。	○	159
【指摘事項-17】	係船料以外の各使用料等の中には、係船料の単価と同様、当初の算定方法及びその根拠が曖昧又は不明なものも含まれており、単価の見直しの要否が十分に検討されず、社会経済情勢の変化に応じた適切な使用料単価が設定されていないものと考えざるを得ない。	○	163
【意見-15】	県港湾条例上の使用料単価の算定根拠は、適切な使用料の徴収の根幹となるものであり、改定の要否を検討する際には必須のものであることから、県は、今後その積算方法等を適切に保管すべきである。	○	159
【意見-16】	各使用料の算定方法を決定し、その根拠となる数値等のデータは時系列で追跡可能なものとする、使用料の変更の要否を検討する基準（例：毎年度検討する、各使用料の算定に使用した指標が 30%変動した場合に検討するなど）を設ける、算定方法及び変更の要否を検討した資料を適切に保管するルールを設定するなど、明確な根拠に基づき適切な使用料等を算定し、必要に応じて適時に見直す体制を整備すべきである。	○	163

(8) 県債管理基金による新西宮ヨットハーバー株式の取得

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-18】	県債管理基金が、一般会計で保有していた新西宮ヨットハーバー株式会社 850,000 千円を同額で取得した取引は、県債管理基金条例第 1 条に違反しており、また、県債管理基金が、基金に属する現金 850,000 千円を新西宮ヨットハーバー株式で管理することは、県債管理基金条例第 3 条に違反している。これは、地方自治法第 241 条の趣旨を蔑ろにするものであり、大きな問題である。	◎	169

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-17】	県は、県債管理基金が新西宮ヨットハーバー株式を保有することは県債管理基金条例に違反しているという事実を強く認識し、県政改革の一環として、早急に解消に向けた措置を講じるべきである。	◎	169

(9) 港湾施設の緊急小規模工事

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-19】	県は、港湾施設の緊急小規模工事に係る実施要領は策定しておらず、対象作業が明確化されていないため、緊急性があるとは言い難い及び小規模とは言い難いにも関わらず、緊急小規模工事契約の対象業務として実施されている事例が散見された。	○	170
【意見-18】	県は、港湾施設の特性を踏まえた上で、緊急小規模工事の対象作業等を定めた港湾施設の緊急小規模工事に関する実施要領を策定し、当該要領に従った事務処理を行うべきである。	○	171

(10) 港湾整備事業特別会計条例

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-20】	公営企業の経理は特別会計を設けて行う必要があり、特別会計は地方公共団体の条例で設置されることから、地方財政法施行令における港湾整備事業の範囲と、県の港湾整備事業特別会計条例の対象範囲は一致させておくべきものであるが、県の条例上、埋立事業や貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業は対象外とされており、齟齬が生じている。	◎	172
【指摘事項-21】	港湾整備事業特別会計の歳入歳出決算報告書等を確認した結果、野積場使用料や工作物設置料、さらには土地売払収入や臨海土地造成整備事業債など、明らかに「荷役機械、上屋及び倉庫の建設及び運営」に係る歳入歳出には該当しない項目が計上されている。これは、港湾整備事業特別会計条例上、区分経理の対象とされていない事業に係る歳入歳出が港湾整備事業特別会計において経理され、同条例の設置目的と歳入歳出決算報告書との間で齟齬が生じていることを意味する。	◎	173
【意見-19】	県の港湾整備事業特別会計条例の対象範囲は、地方財政法施行令及び港湾整備事業特別会計に係る歳入歳出決算報告書と齟齬が生じていることから、これらを整合させるよう、同条例を改正すべきである。	◎	173

(11) 法第49条に基づく収支報告

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-22】	県は、国際拠点港湾である姫路港、重要港湾である尼崎西宮芦屋港及び東播磨港に係る収支報告（経営関係収支報告・建設関係収支報告）を作成しているが、法第49条に基づく県のホームページ等による公表を行っていないかった。	○	173
【意見-20】	県は、法第49条に基づき、姫路港、尼崎西宮芦屋港及び東播磨港の収支報告を県のホームページで公表すべきである。なお、この場合、経年での比較可能性を担保するため、当該事業年度のみならず、過年度の収支報告についても継続的に掲載すべきである。	○	173

(12) 県港湾条例第 13 条（譲渡等の禁止）

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-23】	県港湾条例第 13 条では、許可によって生ずる権利義務の「譲渡」と「転貸」のみが制限され、「担保に供すること」が制限されていない。すなわち、港湾施設の使用許可を受けた者が、自己の利益（例えば、第三者からの借入）のために、港湾施設の使用許可権を担保として提供することについては、何らの制限もなく、自由に行うことができると解釈できる。港湾施設の使用や、使用等の許可によって生ずる権利義務の譲渡又は転貸には、知事の許可を必要とする一方、担保権の実行又は行使により、港湾施設の使用権を知事の許可なく得ることができることは均衡を逸すると思料される。	○	174
【意見-21】	県は、県港湾条例第 4 条第 1 項の許可によって生ずる権利義務を担保に供することを制限するよう、県港湾条例第 13 条の改正や県港湾条例第 5 条に基づく使用許可条件を付すことなどを検討すべきである。	○	174

(13) 県港湾条例第 16 条（原状回復義務）

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-24】	港湾施設の使用許可を受けた者は、仮に引き続き使用する場合であっても、特段の理由があることにつき知事の許可を受けない限り、県港湾条例第 16 条に基づき使用期間終了時に、一旦原状回復義務を履行しなければならないこととなる。県港湾条例第 11 条において、港湾施設の使用期間は原則として 10 年を超えることはできないとされているが、実際には、3ヶ月や1年という期間で使用が許可され、その後も同一の者から使用許可の申請が行われ、県が使用を許可するということが繰り返されており、結果的に同一の者が長期にわたり継続的に港湾施設を使用している。これでは、県港湾条例第 16 条に基づく知事の承認がないにも関わらず、新たな使用許可に基づき使用期間終了日の翌日から引き続き使用する者に対して、県が原状回復義務の履行を課すことなく港湾施設を使用させていることになる。	○	175
【意見-22】	県は、使用期間終了日の翌日から引き続き使用する場合には原状回復義務の履行を要しないことについて、県港湾条例第 16 条に基づく知事の承認手続を行う、又は、県港湾条例第 5 条に基づく使用許可条件を付すなど、利用実態に合った手続等を行うべきである。	○	175

(14) 港湾施設に係る国有資産等所在市町村交付金

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-25】	県港湾規則別表第 2 の備考欄にある交付金相当額等の徴収に係る記載は、国有資産等所在市町村交付金制度の趣旨とは異なる徴収事務を実施する必要があると解釈する余地を生む表現となっており、合理性を欠くものである。	○	176
【意見-23】	県は、国有資産等所在市町村交付金制度の趣旨を踏まえ、県民に誤解を与えない表現とするよう県港湾規則別表第 2 を改正すべきである。	○	176

(15) 岸壁又は物揚場への船舶係留許可を不要とする施設に係る指定告示

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-26】	岸壁又は物揚場に船舶をけい留することについて許可を要しない施設の指定について規定している条項は、県港湾規則第6条第1項第1号でなく、第2号であり、「兵庫県港湾施設管理条例施行規則の規定により岸壁又は物揚場に船舶をけい留することについて許可を要しない施設の指定」（昭和43年5月1日告示第449号の2最終改正平成27年10月23日告示第877号）には、指定の根拠である県港湾規則の条項が誤って記載されている。		177
【意見-24】	県は、「兵庫県港湾施設管理条例施行規則の規定により岸壁又は物揚場に船舶をけい留することについて許可を要しない施設の指定」に記載されている県港湾規則の条項を速やかに修正すべきである。		177

(16) 入札公告における入札参加申込書の受付期間

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-27】	県は、「あくまで公告を行った日から起算して7日間以上を確保した上で、休日は申込の作業ができないという趣旨で（注2）を適用している」と判断しているが、（注2）の記載では期間そのものが除かれるため、入札参加申込書の受付期間を短く設定しているとの誤解を招く。	○	179
【意見-25】	県は、入札公告の雛形を改正するなど、入札公告における入札参加申込書の受付期間について、入札参加者に正しく理解されるよう努めるべきである。	○	179

2. 県民局・県民センター（土木事務所・港管理事務所）

(1) 東播磨県民局（加古川土木事務所）

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-28】	特定の業者1者のみから下見積りを徴取し、その下見積り金額をそのまま設計金額、予定金額として利用していることは、契約の透明性、公正性、公平性の観点に照らして適切ではない。		180
【指摘事項-29】	二見及び尾上地区港湾施設環境維持管理業務の委託契約締結に係る決裁書では、「委託金額については県港湾課、土木、UWHで協議し了承済」と記載されているのみで、委託料の積算根拠や理由などについては記載されていないため、契約金額が適切であるか否かを客観的に判断することができない。	○	181
【指摘事項-30】	明石市や高砂市については、支出の根拠資料（契約書、請求書、領収証など）を始めとする詳細な資料を添付し、報告書を提出していたが、例えば、加古川市に委託した別府港緑地維持管理業務については、「上記の業務が完了しましたので報告します。」とのみ記載された業務完了報告書と、歳入歳出の実績金額を表に示しただけの精算報告書が提出されているのみで、委託業務が適切に履行されたか否かを確認するために必要な情報が十分に報告されていなかった。		181
【指摘事項-31】	加古川土木事務所における東播磨港高砂地区高砂海浜公園改修工事(4)について、「工事施工計画及び下請け人等（変更）通知書」を閲覧した結果、再委託先である警備業者について、下請負状況への記載が漏れていた。		182
【指摘事項-32】	即納業務を行っている見張所には釣銭が準備されていないため、お釣が生じた場合には、見張所職員自身が予め用意した現金で支払われている。		183

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-33】	新設の 200 t 吊クローラークレーンは令和 4 年 1 月 18 日に納品されているが、納品日から約 8 ヶ月経過している当包括外部監査の現場視察当日（令和 4 年 9 月 8 日）時点では、港湾台帳の更新事務が行われていなかった。また、200 t 吊クローラークレーン前に荷さばき地があるが、加古川土木事務所は港湾台帳に記載していない。		183
【指摘事項-34】	二見公共埠頭の野積場の面積が 19,536.31 m ² から平成 13 年 12 月 6 日に 66,049.16 m ² 、平成 27 年 4 月 1 日に 50,724.63 m ² に変更されているが、港湾台帳を更新していない。		183
【指摘事項-35】	高砂海浜公園 60,000 m ² について、港湾台帳の付図である施設位置図を作成していない。		184
【指摘事項-36】	尾上地区緑地 17,000 m ² について、港湾台帳へ施設番号を記載していない。また、港湾台帳の付図である施設位置図を作成していない。		184
【意見-26】	加古川土木事務所は、見積合せを実施するにあたり、設計金額を決定する際には、過去の見積事例や他の都道府県の事例等を参考にして決定する必要があるとあり、下見積りを徴取せざるを得ない場合には、必ず複数の業者から下見積りを徴取すべきである。		180
【意見-27】	加古川土木事務所は、随意契約により委託契約を締結する際には、随意契約理由とともに、契約金額の積算根拠、契約金額が適切であると判断した理由を明確に決裁書に記載すべきである。	○	181
【意見-28】	加古川土木事務所は、各市町に対して、委託業務が適切に履行されたか否かを確認する上で必要な情報を報告するよう指導すべきである。		181
【意見-29】	工事施工計画及び下請け人等（変更）通知書は、不適切な下請業者を排除する観点から下請けの状況確認が必要であることや、適時に工事進捗を確認する必要があることから重要な書類であるため、加古川土木事務所は、形式的なチェックに留まらず、実効性のあるチェックを行い、事業の透明性を確保すべきである。		182
【意見-30】	入札の公平性、公正性をより確保し、事業の透明性をより高めるため、入札方法の見直しも検討すべきである。この場合、従来の価格のみによる方法にかえて、総合評価落札方式を取り入れる方法も考えられるが、入札事務の円滑性を考慮し、総合評価落札方式よりも簡便的な方法、例えば、入札金額に業者の過去実績をもとにした点数評価を加味するなど、金額以外の要素も取り入れるなどの方法も検討すべきである。		183
【意見-31】	加古川土木事務所が予め釣銭を準備するとともに、盗難や横領等が発生しないよう適切に管理すべきである。		183
【意見-32】	加古川土木事務所は、港湾台帳の更新手続を適時、適切に実施し、港湾台帳を適切に調製すべきである。	○	183

（２）阪神南県民センター（尼崎港管理事務所）

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-37】	尼崎港管理事務所は、滞納者に対して再三督促等を行っているものの、新たな事業の成功により納付が可能となる等の滞納者の説明について、根拠資料を入手し、事業の実現可能性を十分に検討しなかったことは滞納者の主張を鵜呑みにしたのと同然である。また、当該地区で港湾業を行うためには免許が必要であり、事業を引き継ぐことができる引受先を見つけることが困難である等の理由から、港湾施設の使用不許可の判断を先送りにした。その結果、平成 14 年度から 20 年間という長期にわたり滞納が継続的に発生し、かつ、令和 3 年度末時点の滞納額が 3 億円以上（延滞金を加味すれば 5 億円	◎	187

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	以上)と多額となる事態を招いた点については、大いに問題があると言わざるを得ない。		
【指摘事項-38】	滞納者の資金繰りが悪化し、滞納額が年々増加している状況下で、尼崎港管理事務所内でどのような議論を行い、どのような判断で支払の猶予を行ったか等について、会議の議事録等には具体的な記載が十分に行われていない。そのため、当時どの程度踏み込んだ検討が行われているかを確認することが出来ないとともに、多額の滞納が発生した原因を分析し、今後の教訓として生かすことが出来ない。	◎	187
【指摘事項-39】	尼崎港管理事務所では、港湾施設の使用許可を行った後、事業者が施設(野積場等)に事後的に事務所等の工作物を設置していないかどうかについて、定期的に現地確認を実施していないため、本来徴収すべき使用料が徴収できていない可能性がある。		189
【指摘事項-40】	県港湾条例第13条では、港湾施設の使用権等を知事の許可なく譲渡又は転貸することは禁じられており、また、「東海岸町地区公共ふ頭管理運営要綱」第4条2項では、県の許可なく転貸することができないと規定されているにも関わらず、港湾施設(野積場)の使用許可を受けた者が、県の許可なく、別の者に転貸している事例が発見された。		189
【指摘事項-41】	尼崎港管理事務所の往査時に、入札に使用された予定価格調書を確認した結果、予定価格決定者が記入されていない予定価格調書が散見された。		191
【指摘事項-42】	令和3年4月以降、尼崎港管理事務所に工事業務課が設置されたことから、本来であれば、尼崎港管理事務所少額入札参加者選定委員会設置要綱を制定の上、入札参加者の選定を実施すべきであったが、当該要綱は制定されていない。従って、令和3年4月以降に実施された入札参加者の選定は、その根拠を欠くものである。		192
【指摘事項-43】	尼崎港管理事務所の少額入札参加者選定委員会記録を確認した結果、会長(所長)、副会長(副所長(事務))、委員(副所長(技術))の3名が署名する形式となっている。入札参加者の選定は、最も重要な入札事務の一つであり、尼崎港管理事務所の組織規模を鑑みれば、余程の事情が無い限り、所長と2名の副所長の3名全員が関与して決定すべきであるが、殆どの場合、会長(事務所長)、委員(副所長(技術))の2名のみで決定されており、不適切である。		192
【指摘事項-44】	まさごⅡ定期点検業務の予定価格は942,840円とされており、見積合せの結果、全ての業者の見積金額が予定価格を超過しているにも関わらず、最低の見積金額を提示した業者を落札業者として決定し、当該業者の見積金額(994,642円)を契約金額として契約を締結している。これは、予定価格の上限拘束性を定めた地方自治法第234条第3項に照らして不適切である。	○	193
【指摘事項-45】	見積結果表には、事務所長、副所長(2名)、業務管理課長、担当(2名)の計6名が手書きで確認のサインをしており、予定価格を超過する落札価格で業者を決定する点について6名全員が看過することは想像し難い。仮に、6名全員がその点を看過したとするのであれば、委託業者の選定手続が極めて形式的で杜撰であると言わざるを得ない。	○	194
【指摘事項-46】	尼崎西宮芦屋港尼崎のびのび公園管理業務に係る業務完了検査票の報告日及び検査日、委託業務確認書の完了年月日及び検査年月日について、本来「令和4年」と記載すべき箇所を「令和3年」と記載されている。また、業務完了検査票の検査日(令和3年3月31日)は、報告日(令和3年3月28日)よりも後の日付となっている。さらには、業務完了検査票と委託業務確認書の検査年月日は、異なる日付となっている。		195

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-47】	兵庫県立甲子園浜海浜公園管理業務に関して、西宮市からは令和4年4月20日付で事業報告書が提出されているにも関わらず、業務完了検査票及び委託業務確認書の検査年月日はそれより前の令和4年3月31日とされている。また、業務完了検査票には、検査結果の記載は無く、業務完了検査票及び委託業務確認書のいずれも事務所長の確認が行われていない。		196
【指摘事項-48】	尼崎港管理事務所における委託業務の確認検査は、適切に行われているとは言い難い。		196
【指摘事項-49】	標識灯補修業務の委託契約締結に係る決裁書では、契約金額について「支出負担行為額(予定) 1,943,700円(税込・見積書)」と記載されているのみで、契約金額が適切であるか否かを検討した形跡が無いため、その適切性を客観的に判断することが出来ない。	○	197
【指摘事項-50】	東川・新川排水機場管理業務の委託契約締結に係る決裁書では、契約金額について「昨年度契約と同額となります。」と記載されているのみで、契約金額の積算根拠を入手し、金額が適切であるか否かを検討した形跡が無いため、その適切性を客観的に判断することが出来ない。	○	197
【指摘事項-51】	尼崎西宮芦屋港芦屋沖港湾緑地等(潮芦屋緑地・ビーチ・東護岸(南))管理業務等の委託業務に関する各市から提出された報告書を確認した結果、各市は委託業務の一部を第三者に再委託しているが、県の承諾を得ておらず、また、尼崎港管理事務所では、当該手続の瑕疵について看過していた。		198
【指摘事項-52】	契約金額の根拠として、「一式」とのみ記載された見積書しか入手しておらず、また、委託料の一部には、委託業務に全く無関係と言える兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会が尼崎港管理事務所に代わって実施した沈船処分業務の経費相当の補填額が含まれている可能性があるなど、尼崎西宮芦屋港内の放置艇の現状調査と今後のポートパークの運営検討業務に係る契約手続は極めて不適切であり、また、契約金額も合理性を欠くものと言わざるを得ない。	◎	199
【指摘事項-53】	尼崎港管理事務所における請負工事について、「工事施工計画及び下請け人等(変更)通知書」を閲覧した結果、書類上の不備が散見された。		199
【指摘事項-54】	尼崎港管理事務所における請負工事のうち、甲子園物揚場耐震対策工事(その6)の工事完成届を確認した結果、工事完成日が空欄となっていた。		200
【指摘事項-55】	当包括外部監査の現地調査時に、鳴尾川防潮堤耐震対策工事(その14)における(一社)建設物価調査会への特別調査資料を徴求した結果、工事契約書類に綴じられておらず、現地調査時には確認することができなかった。		201
【指摘事項-56】	神崎川航路は、フェニックス事業用地の埋め立てにより数年前より無くなっているが、港湾台帳を更新していない。		201
【指摘事項-57】	尼崎港の各ふ頭用地には県管理の野積場が存在するが、港湾台帳に記載していない。		202
【指摘事項-58】	当包括外部監査において、ひょうご埠頭が県から使用許可を受け、同社が他の事業者へ転貸している野積場の現場視察を実施したが、現場視察当日(令和4年9月13日)において、野積場からエプロン(岸壁の接岸施設から上屋又は野積場に至るまでの平坦な場所であり、貨物の積卸しのための仮置、荷さばき、荷物の搬出入、荷役のための車両の走行のために設けられているエリア)部分に大幅に土砂がはみ出しており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。		202

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-59】	港湾調査表（入出港届控）により現場視察を実施した月（令和4年9月）の係留状況を確認した結果、現場視察当日の前後約1週間は、係留実績がないことから、少なくとも1週間は放置されていた状況であると推察される。週に数回、見回りをしているとのことであったが、形式的な見回りに留まり、事業者に対する適切な指導が行われていないと判断せざるを得ない。		202
【指摘事項-60】	当包括外部監査の現地調査時に、「ふ頭用地の利用状況調」の作成方法について確認した結果、前年度の同資料の面積に当年度の異動状況を加減算して作成しているのみで、令和3年度末時点での実際の使用許可面積と整合しているかについて確認していないとのことであった。このため、甲子園地区と鳴尾地区について、実際の使用許可面積に基づき積算した面積と「ふ頭用地の利用状況調」の使用許可面積を比較した結果、両者の面積に差が生じていた。		203
【意見-33】	尼崎港管理事務所は、滞納が発生した場合には督促を行うとともに、対応方針に関して事務所内で十分に検討し議事録等に詳細に記載する、また、滞納者の財務諸表を入手し、支払余力の有無を分析・確認する、さらに、今後の事業計画の実現可能性について、十分な根拠資料を基に判断するなど、検討過程の透明性や事後的な検証可能性を十分に確保するとともに、安易に判断を先送りせず、滞納者に対して毅然とした態度で対応すべきである。	◎	187
【意見-34】	尼崎港管理事務所は、係留時間が当初の予定通りであったかどうか事後的に確認し、適正な港湾施設使用料を徴収するために、例えば、事務所の職員が定期的に見張りを行う、又は見張り業務を委託し、事務所の職員が巡回日誌をチェックするなどの見張りによる確認を実施する、あるいは、出港時の入出港届を確認するなどの対応をすべきである。		189
【意見-35】	尼崎港管理事務所は、適正な使用料を徴収するために、定期的に現地を視察し、無断で工作物等を設置したり、区画を超えて使用したりしていないかどうかの確認を行うべきである。		189
【意見-36】	尼崎港管理事務所は、県港湾条例に基づき、港湾施設（野積場）の転貸に関する申請を適切に行うよう業者に対して指導するとともに、転貸の必要性等を十分に検討した上で、許可を行うべきである。		190
【意見-37】	入札の透明性、公正性、公平性を確保する上で、予定価格の決定は最も重要な入札事務の一つであることから、尼崎港管理事務所は、予定価格調書を適切に作成すべきである。		191
【意見-38】	尼崎港管理事務所は、早急に尼崎港管理事務所少額入札参加者選定委員会設置要綱を制定の上、入札参加者の選定を実施すべきである。また、要綱の策定に際しては、事務所長と2名の副所長の3名全員が関与して決定するなど、入札の透明性、公正性、公平性を確保する必要があることに留意すべきである。		192
【意見-39】	尼崎港管理事務所は、見積合せを実施する際には、手続上の瑕疵が生じることがないように慎重に進めるとともに、事務所長を始めとする上席者は適切に管理、監督すべきである。	○	194
【意見-40】	尼崎港管理事務所は、委託業務の確認検査について、土木委託業務検査取扱要領に従い、適切に実施すべきである。		196
【意見-41】	尼崎港管理事務所は、随意契約により委託契約を締結する際には、随意契約理由とともに、契約金額の積算根拠、契約金額が適切であると判断した理由を明確に決裁書に記載すべきである。	○	197
【意見-42】	尼崎港管理事務所では、各市と委託契約を締結する際、再委託の予定の有無等を確認し、承諾手続を実施するよう各市に対して指導すべきである。		198
【意見-43】	尼崎港管理事務所は、契約事務手続に係る県の取扱いを改めて確認し、契約事務の透明性、公正性、公平性の確保に努めるべきである。	◎	199

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-44】	工事施工計画及び下請け人等（変更）通知書は、不適切な下請業者を排除するためにも下請けの状況確認が必要であること、また適時に工事進捗を確認する必要があることから重要な書類であるため、尼崎港管理事務所は、形式的なチェックに留まらず、実効性のあるチェックを行い、事業の透明性を確保すべきである。		199
【意見-45】	工事完了を示す重要な書類であるため、尼崎港管理事務所は、適正な完了届を入手するよう業者への指導を徹底すべきである。		200
【意見-46】	家族の介護などがあった場合にも変更事由として認める余地を残すためのバスケット条項を入れるなど、技術者の変更に係る要件を柔軟にすることが望まれる。		200
【意見-47】	過去の同工事に綴じられているとのことであったが、担当者の変更があった場合、資料紛失等により円滑な業務遂行に支障をきたす場合もあることから、該当工事に係る根拠証憑は漏れなく保管すべきである。		201
【意見-48】	尼崎港管理事務所は、港湾台帳の更新手続を適時、適切に実施し、港湾台帳を適切に調製すべきである。	○	201
【意見-49】	「ふ頭用地の利用状況調」は、野積場や上屋敷地などの収益施設の利用状況を把握する上で重要な資料であることから、尼崎港管理事務所は、実際の使用許可面積との整合性を確認するなど、每期正確に作成すべきである。		203

(3) 中播磨県民センター（姫路港管理事務所）

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-61】	姫路港管理事務所は、再委託（変更）承諾申請書を受領した場合、内容を精査の上、承諾する旨の通知を実施する必要があるが、姫路港網干大江島排水機場追加検討業務については、当該通知書の発行が漏れていた。		204
【指摘事項-62】	大江島排水機場第3号吐出弁緊急調査業務の委託契約締結に係る随意契約理由書では、契約金額について「工事金額 508,750円（税込）」と記載されているのみで、契約金額が適切であるか否かを検討した形跡が無いため、その適切性を客観的に判断することができない。	○	204
【指摘事項-63】	福泊マリンベルト離岸堤間イエローフロート設置等の委託契約締結に係る各随意契約理由書では、契約金額について単に金額が記載されているのみで、それが適切であるか否かを検討した形跡が無いため、その適切性を客観的に判断することができない。	○	205
【指摘事項-64】	姫路港管理事務所少額入札参加者選定委員会等設置要綱を確認した結果、少額入札参加者選定委員会の業務としては、指名競争入札へ参加させようとする者の選定のみが明記され、それ以外の業務については記載が漏れていた。		206
【指摘事項-65】	姫路港管理事務所が、「平成8年11月1日付け（建）第481号土木部長通知」を理由として、姫路港飾磨貨物倉庫新築工事管理業務及び姫路港旅客ターミナル等基本・実施設計業務を（公財）兵庫県まちづくり技術センターへ随意契約により委託したことは不適切である。	○	206
【指摘事項-66】	東堀・中瀬水門管理委託業務等の委託業務に係る委託料の積算根拠を確認した結果、前年度と同額ということのみを理由として決定されており、各自治体から積算資料を徴取する等の手続は行われていなかった。	○	207

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-67】	姫路港管理事務所は、債務者と納付額の増加を継続して交渉しているものの、債務者へのヒアリングのみで経営状況を確認している。納付期間が超長期に及ぶ可能性があり、納付額をどの程度に設定するかが非常に重要であるにも関わらず、決算書などの財務情報を入手し、より精緻に状況を把握することが実施されていない。	○	209
【指摘事項-68】	適切な港湾施設使用料を算定するために、姫路港管理事務所が行っている巡回パトロールは非常に重要な役割を占めているが、巡回パトロールを実施する管理事務嘱託員に対して、巡回方法、確認作業及び報告内容などの業務範囲や内容を具体的に定めていない。		210
【指摘事項-69】	公有財産規則上、土地の台帳価格は3年ごとに改定することとなっているが、姫路港管理事務所が用いている土地の台帳価格を確認した結果、平成26年1月1日時点の固定資産税課税標準額を使用しており、以降8年間、改定が行われていなかった。		211
【指摘事項-70】	県は、新クレーンの供用に向け令和3年度内に電気設備工事（2台分）の契約を行っているが、これは旧クレーンと新クレーンの2台体制、もしくは旧クレーンは廃止するものの、新クレーンを2台設置する体制を前提とした電気設備工事契約と言える。しかし、故障中の旧クレーンの存廃が決定していない中で、クレーン2台分の電気設備工事の契約を締結したことが妥当であったかという点については、疑問が残る。	○	213
【指摘事項-71】	決裁書に「緊急修繕であるため、製作者に依頼する」旨が記載されているのみで、製作者以外の他の業者に発注できない理由等、なぜ製作者に修繕を依頼する必要があるのかに関する理由が記載されていない。	○	214
【指摘事項-72】	当包括外部監査の現地調査時に、姫路港管理事務所における請負工事について、「工事施工計画及び下請け人等（変更）通知書」を閲覧した結果、書類上の不備が散見された。		214
【指摘事項-73】	姫路港管理事務所における港湾台帳の閲覧及びヒアリングを実施した結果、削除すべき港湾施設の更新処理が行われていなかった。	○	215
【指摘事項-74】	姫路港管理事務所における港湾台帳の「清掃船及び通船」に記載すべき船舶「しおじ」について、港湾台帳に記載していない。		215
【指摘事項-75】	当包括外部監査における現地視察当日（令和4年9月27日）において、未許可の野積場に漁業協同組合の所有物と思われる船舶や車両、大量の網や漁具が置かれていた。		216
【指摘事項-76】	当包括外部監査における現地視察当日（令和4年9月27日）において、未許可の野積場の殆どに漁業協同組合の所有物と思われる船舶や漁具が置かれていた。		216
【意見-50】	姫路港管理事務所では、委託者より再委託（変更）承諾申請書を受領した場合、内容を精査の上、適時に承諾通知書を発行すべきである。		204
【意見-51】	姫路港管理事務所は、随意契約により委託契約を締結する際には、随意契約理由とともに、契約金額の積算根拠、契約金額が適切であると判断した理由を明確に決裁書に記載すべきである。	○	206
【意見-52】	姫路港管理事務所は、早急に姫路港管理事務所少額入札参加者選定委員会設置要綱を改定すべきである。		206
【意見-53】	姫路港管理事務所は、随意契約は例外的に認められた契約形態であるということを再認識し、契約事務の公正性、公平性及び透明性を確保するため、随意契約を選択する場合には、その理由を明瞭に決裁書に記載すべきである。	○	207
【意見-54】	姫路港管理事務所は、各自治体から積算資料を徴取する、前年度の実績金額（内訳）を基に委託料を積算するなど、委託料の根拠を明瞭にした上で契約を締結すべきである。	○	207

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-55】	姫路港管理事務所は、少なくとも、会社の財務情報を入手して経営状況を把握し、その上で、債務者と実現可能な範囲で納付額の増額交渉を行うべきである。	○	209
【意見-56】	巡回パトロールを実施している管理事務嘱託員は、長年業務を行っているため、業務の内容等を理解した上で業務を実施していると考えられるが、港湾施設使用料を適切に徴収する上で重要な役割を占めており、業務の属人化を避ける上でも、姫路港管理事務所は、適切な業務範囲や内容を具体的に定めるべきである。		210
【意見-57】	より適切な申請を促すために、各事業者に対して納付書及び明細書を送付する際、設備等を新設した際に申請書を提出しない場合は、県港湾条例第 19 条第 2 号違反となり過料に処する旨を記載した案内文を添付することなどを検討すべきである。		210
【意見-58】	土地の台帳価格は、県が収受する港湾施設使用料を決定する上で基礎となる重要な価格であることから、姫路港管理事務所は、公有財産規則に従い、3年ごとに改定を検討すべきである。		212
【意見-59】	現在、旧クレーンの存廃についての結論は出ていないが、仮に旧クレーンを使用する場合には旋回減速機の修繕は難しく、新規に発注する場合には約 30,000 千円の費用が生じると想定されている。また、ひょうご埠頭への許可に基づくクレーン貸付基本額の算出根拠に基づけば、中島クレーンの想定稼働時間は 1,500 時間（＝7.5 時間/日×200 日）とされているが、稼働状況が好調であった令和 2 年度及び令和 3 年度の実績稼働時間と比較したとしても、想定稼働時間の半分程度しか実際には稼働していない。県は、2 台のクレーンの同時稼働も視野に検討を進めているが、過去の補修費用及び稼働時間を鑑み、費用対効果の観点からクレーンを 2 台同時に稼働させることは、合理性に乏しいと考えられるため、旧クレーンの長期修繕計画や公共性の側面等も勘案し、あらゆる観点から慎重に検討すべきである。	○	213
【意見-60】	製作者が海中の状況や樋門の寸法を熟知している、再調査費用が不要である、手戻りがない等が理由である旨の説明を受けたが、特定業者のみが速やかに業務遂行できるに足る十分な理由を、随意契約理由として具体的かつ詳細に決裁書又は随意契約理由書に記載すべきである。	○	214
【意見-61】	工事施工計画及び下請け人等（変更）通知書は、不適切な下請業者を排除するためにも下請けの状況確認が必要であること、また適時に工事進捗を確認する必要があることから重要な書類であるため、姫路港管理事務所は、形式的なチェックに留まらず、実効性のあるチェックを行い、事業の透明性を確保すべきである。		214
【意見-62】	姫路港管理事務所は、港湾台帳の更新手続を適時、適切に実施し、港湾台帳を適切に調製すべきである。	○	215
【意見-63】	県の許可が必要であるにも関わらず、未許可使用を放置している状態となっているため、姫路港管理事務所は、港湾施設の適正利用に向けて適切に指導すべきである。		216
【意見-64】	県の許可が必要であるにも関わらず、未許可使用を放置している状態となっているため、姫路港管理事務所は、港湾施設の適正利用に向けて適切に指導すべきである。		216

（４）淡路県民局（洲本土木事務所）

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-77】	洲本土木事務所では、滞納者に対する港湾施設の使用許可を更新する際、港湾施設使用料の金額が分納額を上回ることにより未収債権	○	220

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	が確実に増加することが予想される場合でも、使用許可を更新する合理性を具体的に検討していない。		
【指摘事項-78】	元請負業者が同一工事に係る入札に参加した別の業者と下請負契約を行うことは、仮に工事の一部であったとしても、当初の入札時に自らが提示した価格よりも低い金額で受注することになること、又、入札時に最低制限価格を設定する趣旨から逸脱する結果となる可能性も否定できず、入札の公正性、公平性及び透明性の観点からは、適切であるとは言い難い。		221
【指摘事項-79】	6億7千万円もの事業費が投じられたにも関わらず、約25年もの間事業が休止され「塩漬け」状態となっている浦港整備事業に関して、本来であれば、環境の変化を踏まえ事業の今後のあり方について真剣に検討すべきであったが、長期にわたり漫然と埋立免許更新手続を進めた県の姿勢は、怠慢との誹りを免れない。	◎	226
【指摘事項-80】	「浦港の埋立免許更新に関する検討」業務は、県の取扱いでは、競争入札に付し業者を選定すべき業務である。しかし、洲本土木事務所は「指示伺い」という内部決裁手続により、全く別の業務である「淡路交流の翼港再整備検討業務」に業務を追加する形で委託業者に指示書を交付している。これは明らかに県の取扱いに反した事務であり、非常に不適切な事案である。	◎	227
【指摘事項-81】	県の様式等記載例上、入札に際し予定価格調書を作成する場合には、予定価格決定者の押印が必要であるが、洲本土木事務所の委託契約関係書類を確認した結果、予定価格調書を作成している全ての委託契約について、予定価格決定者の署名押印がなく空欄となっていた。		228
【指摘事項-82】	福良港津波防災ステーションHP運営業務、護岸詳細設計業務（その2）追加検討業務の2つの委託契約に係る随意契約理由書を確認した結果、契約金額の妥当性について記載が行われていなかった。	○	229
【指摘事項-83】	洲本土木事務所が所管している委託契約について予定価格調書の提示を求めた結果、津名港志筑地区小型船舶係留施設維持管理業務など31契約について、予定価格調書又は契約を決定した調書を作成しておらず、契約事務が著しく杜撰である。	○	230
【指摘事項-84】	洲本土木事務所は、郡家港湾湾施設管理委託を始めとして、各市との間で随意契約により業務委託契約を締結しているが、随意契約理由書が未作成であった。	○	231
【指摘事項-85】	洲本土木事務所が各市と契約している業務委託契約書を確認した結果、再委託に関する条項が記載されていないなど、業務委託契約に織り込むべき契約条項が含まれていなかった。		231
【指摘事項-86】	洲本土木事務所が各市に対して委託した業務について、各自治体は第三者へ再委託を行っているが、県に対する再委託の承諾手続が行われていなかった。		231
【指摘事項-87】	洲本土木事務所が各市と契約している業務委託契約について、過去から継続して同じ金額で業務委託を実施しているが、契約金額を毎年度同一とすることの妥当性について評価していない。	○	231
【指摘事項-88】	県港湾条例第4条第1項第4号の規定により、港湾施設において募金等の行為をしようとする者は県から当該行為をすることについて許可を受ける必要があるが、協力金の收受行為について、夢舞台が地元漁業協同組合と設置した協議会からの許可申請状況を確認した結果、同協議会からの許可申請及び県の許可通知は行われていない。従って、同協議会は県の許可を受けることなく協力金の收受行為を行っていることになる。	○	232
【指摘事項-89】	事業運営に関する覚書が現在も有効で指定管理業務の一部について地元漁業協同組合が実施しているのであれば、指定管理業務の再委託に該当する。一方で、「指定管理者の公募に関するガイドライ	○	234

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	ン」では、再委託の際には予め県に申請し承諾を受けることを求めているが、基本協定書には再委託に関する規定が設けられていない。		
【指摘事項-90】	洲本土木事務所は、これらの事実について十分に把握していたはずであり、仮に改善に向けた指導や基本協定書の見直しを行ってれば、是正可能であったにも関わらず、それが行われていないため、洲本土木事務所による指導・監督機能が十分に発揮されているとは言い難い。	○	235
【指摘事項-91】	洲本港航路について、港湾台帳では水深が-4.5mとなっているが、施設位置図では水深が-5.5mとなっていることや、船の通り道である航路より陸地側にある泊地の水深が-7.5mとなっていることから判断すると、港湾台帳の更新が適切に行われていないと考えられる。		235
【指摘事項-92】	洲本土木事務所が管轄する港の内、淡路交流の翼港・津井港以外の全ての港において野積場が存在するが、全ての港で港湾台帳に記載していない。		235
【指摘事項-93】	収益施設利用状況調において、山田港の収益施設の利用率は6%と報告されているが、現場視察当日（令和4年10月4日）では、殆ど全ての野積場において漁具が置かれ使用されている状態であった。しかし、実際には、その一部のみしか使用許可の申請が行われておらず、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。		235
【指摘事項-94】	荷物の積卸しを行う物揚場に漁具やフォークリフトが置かれており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。		236
【指摘事項-95】	収益施設利用状況調において、室津港の収益施設の利用率は16%と報告されているが、現場視察当日（令和4年10月4日）では、殆どの野積場や荷さばき地において使用許可の申請が行われていないにも関わらず漁具が置かれており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。		236
【指摘事項-96】	県が駐車禁止の立札を設置している荷さばき地に、多数の車が駐車しており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。		236
【指摘事項-97】	荷物の積卸しを行う物揚場に漁具や車両が置かれており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。		236
【指摘事項-98】	収益施設利用状況調において、岩屋港の収益施設の利用率は46%と報告されているが、現場視察当日（令和4年10月4日）では、殆どの野積場が利用されている状況であった。設置物の投影面積についてのみ許可申請が行われ、設置物周辺については使用許可の申請が行われていないにも関わらず、漁具や車両が置かれており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。		237
【指摘事項-99】	使用許可の申請が行われていないにも関わらず、舗装された野積場が駐車場のよう利用されており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。		237
【指摘事項-100】	使用許可の申請が行われていないにも関わらず、野積場に漁具や浮標が置かれており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。		238
【指摘事項-101】	使用許可申請が行われていないにも関わらず、野積場に漁具や船が置かれており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。		239
【指摘事項-102】	物揚場に許可なくアーケードが設置されており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる可能性のある不適切な利用状況であった。		239

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-103】	エプロン部分に草が生えるほど長期にわたり土砂が置かれており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。		239
【指摘事項-104】	エプロン部分に土砂が保管されており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。		240
【指摘事項-105】	使用許可申請が出ていない野積場に長期間にわたり撤去されていないと思われる設置物が置かれており、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な状態であった。		240
【指摘事項-106】	津名港の志筑地区に係る港湾台帳に野積場は記載されていないが、津名港平面図では野積場と記載されていた。ふ頭用地台帳上は緑地であると確認できたが、人が立ち入れないほど樹木が生い茂っており、緑地としても適切に管理されていない状況にあった。		240
【意見-65】	洲本土木事務所は、滞納者に対する港湾施設の使用許可を更新する際には、滞納者と協議を十分に行い、支払能力を示す資料等を適切に入手した上で、使用許可を更新する合理性を具体的に検討すべきである。	○	220
【意見-66】	県では、同一工事に係る入札に参加した別の業者に対する下請負契約について、禁止通知を含めた規制を特段設けていないが、入札の公平性、公正性及び透明性を確保する観点から、他の自治体の事例等を参考にした上で、下請負契約に関する対応方針の策定を検討すべきである。		222
【意見-67】	洲本土木事務所は、県の取扱いに従い、「浦港の埋立免許更新に関する検討業務」の委託業者を選定し、委託業者による検討結果を踏まえた上で、約25年もの間事業が休止され、「塩漬け」状態となっている浦港整備事業の今後の進め方を早急にかつ真剣に検討すべきである。	◎	227
【意見-68】	洲本土木事務所では、予定価格調書を作成する場合は、記名又は署名の上、必ず予定価格決定者が押印すべきである。		228
【意見-69】	特定の業者1者のみから見積書を入手し、随意契約により契約を締結する場合には、随意契約金額が妥当である理由を随意契約理由書に具体的かつ詳細に記載し、取引の公正性、公平性及び透明性をより一層確保すべきである。	○	229
【意見-70】	洲本土木事務所が担当している各市との委託契約について、不適切な事務処理が多数見受けられたため、県の取扱いに従い、契約事務を適正に実施すべきである。	○	231
【意見-71】	洲本土木事務所は、淡路交流の翼港の管理運営が適正に行われるよう、適切に指導・監督すべきである。	○	235
【意見-72】	洲本土木事務所は、港湾台帳の更新手続を適時、適切に実施し、港湾台帳を適切に調製すべきである。	○	235

(5) 但馬県民局（豊岡土木事務所）

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-107】	豊岡土木事務所では、津居山港気比地区小型船舶係留施設を所管しているが、令和3年度については、募集要項を定めることなく使用許可対象者を選定していた。		241
【指摘事項-108】	令和3年度の小型船舶係留施設使用許可申請書及び添付書類を確認した結果、船舶検査証書を入手していないもの、使用許可時点で有効期限が切れている検査証書しか入手していないもの、使用期間開始前に有効期限が切れている検査証書しか入手していないもの及び使用期間の途中において有効期限が切れている検査証書しか入手していないものなど、使用期間の全て（令和3年4月1日から		242

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	令和4年3月31日まで)にわたって有効な船舶検査証書を確認していない事例が散見された。		
【指摘事項-109】	令和3年度の小型船舶係留施設使用許可申請書及び添付書類を確認した結果、豊岡土木事務所は、所有権以外の権限に基づき使用する者に対して、所有者の承諾書が添付されていないにも関わらず、それを看過し、使用許可を行っている事例が発見された。		242
【指摘事項-110】	豊岡土木事務所では、許可申請書に減免申請書が添付されていないにも関わらず、これを看過し、使用許可を行っている事例が散見された。		242
【指摘事項-111】	津居山港外緊急小規模港湾工事に係る指名競争入札については、過去の入札金額に鑑みて落札意思について疑問を持たざるを得ない業者を継続して指名しており、また、落札率が過去5年にわたり95%超と高い水準で推移し、全ての期間で同一業者が落札していることを踏まえると、適切な競争原理が機能しているとは言い難い。	◎	244
【指摘事項-112】	豊岡土木事務所では、津居山港気比地区小型船舶係留施設維持管理業務に関して、兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会と随意契約により委託契約を締結している。決裁書には地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当する旨の記載はあるものの、令和3年度を含め、過年度から継続的に随意契約理由書を作成していない。	○	245
【指摘事項-113】	津居山港気比地区小型船舶係留施設の維持管理業務は、実際には兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会の会員企業に再委託されており、実質的に兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会以外の者であっても当該業務は実施可能であると考えられる。また、現場視察を実施した結果、当該施設は一般的な船舶係留施設であり、業務仕様書に記載された業務内容に照らしても維持管理業務に際して特殊な技術や設備等は不要である。従って、「契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないもの」という随意契約の要件は充足しない。	○	245
【指摘事項-114】	豊岡土木事務所における港湾施設使用料の単価を確認した結果、条例単価改正時に占使用システムへの単価入力に適切に行われておらず、港湾施設利用者から過去の条例単価に基づき算定した使用料を徴収しており、平成27年度から令和3年度で合計2,010千円の使用料徴収漏れが発生していた。	○	247
【指摘事項-115】	豊岡土木事務所の調製した港湾台帳を確認した結果、港湾施設である野積場の面積等が誤って記載されている、港湾施設ではない施設が記載されているなど、港湾台帳の更新が適切に行われていない。	○	248
【指摘事項-116】	豊岡土木事務所の調製した港湾台帳を確認した結果、津居山港(小島地区含む)、竹野港(旧港)において、港湾施設である野積場の名称等の欄が空欄となっており、その他、記載すべき項目についても空欄となっている箇所が散見された。		249
【指摘事項-117】	気比ボートパークにおいて、係留施設の護岸にコンクリートに釘を打ち付けて固定された係留施設利用者の昇降台が許可なく設置されていた。		249
【指摘事項-118】	現地視察当日(令和4年10月19日)において、津居山港、竹野港のいずれにおいても、未利用の野積場等に許可なく車両が置かれていた。		250
【指摘事項-119】	現地視察当日(令和4年10月19日)において、港湾施設である港湾施設用地に未許可で大量の網が置かれていた。		250
【指摘事項-120】	現地視察当日(令和4年10月19日)において、瀬戸水門近くの護岸に無許可の係留船が確認された。		251

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-121】	現地視察当日（令和4年10月19日）において、転貸の許可申請が提出されていないにもかかわらず、漁協製氷施設に自動販売機が設置されている状況が確認された。		252
【意見-73】	豊岡土木事務所は、小型船舶係留施設管理運営要綱に従い、津居山港気比地区小型船舶係留施設募集要項を適切に策定し、県のホームページなどで広く一般に公表した上で、使用者の選定を行うべきである。		241
【意見-74】	豊岡土木事務所は、使用許可の手続を行う際、更新後の船舶検査証書を入手するなど、使用期間の全てにわたって有効な船舶検査証書を確認すべきである。		242
【意見-75】	豊岡土木事務所は、使用許可の手続を行う際、全ての必要書類が添付されていることを適切に確認すべきである。		242
【意見-76】	豊岡土木事務所は、使用料の減免手続を行う際、減免申請書が添付されていることを適切に確認すべきである。		242
【意見-77】	豊岡土木事務所は、毎年度一定割合の業者は入れ替える、過去の入札金額から落札の意思に疑問を持たざるを得ない業者は次回の指名業者から除外するなど、適切な競争原理が働くよう工夫すべきである。	◎	244
【意見-78】	豊岡土木事務所は、県の取扱いに従った適切な事務手続を経て契約するべきである。	○	245
【意見-79】	豊岡土木事務所では年度調定している港湾施設も多いことから、年度当初において、占使用システム上の全ての単価について、最新の条例単価と合致しているかどうかの確認を徹底すべきである。	○	248
【意見-80】	豊岡土木事務所は、港湾台帳の更新手続を適時、適切に実施し、港湾台帳を適切に調整すべきである。	○	248
【意見-81】	許可を得ず設置しており、かつ護岸の破損に繋がりがやすいため、豊岡土木事務所は、適切に指導すべきである。		249
【意見-82】	整然と駐車されている状況から、常態化していて、車両の所有者が駐車禁止箇所と認識している可能性は極めて低いと推察されるため、駐車禁止の看板を設置して注意喚起を行うなど、豊岡土木事務所は、港湾施設の適正利用に向けて適切に指導すべきである。		250
【意見-83】	県の許可が必要であるにもかかわらず、未許可使用を放置している状態であるため、豊岡土木事務所は、港湾施設の適正利用に向けて適切に指導すべきである。		250
【意見-84】	係留が認められていない護岸であるため、豊岡土木事務所は、適切な係留施設に停泊するよう指導すべきである。		251
【意見-85】	自動販売機を設置するためには、県への転貸の許可が必要であるため、豊岡土木事務所は、許可申請を提出するよう適切に指導すべきである。		252

（6）西播磨県民局（光都土木事務所）

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-122】	光都土木事務所の現地調査時に、入札参加業者選定伺に記載された指名理由と、少額入札参加者選定委員会に諮られた指名選定基礎資料に記載された指名理由を確認した結果、両者の指名理由が整合していないものが散見された。		252
【指摘事項-123】	「旭排水機場監視カメラ移設設計」は、競争入札に付し業者を選定するか、又は、事業の緊急性等を考慮して随意契約により業者を選定すべき業務であった。しかし、光都土木事務所は「指示伺」とい	◎	253

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	う内部決裁手続により、全く別の業務である「赤穂港御崎地区防潮堤修正設計業務」に業務を追加する形で委託業者に指示書を交付している。また、「指示伺」に記載された指示理由には、「相生市旧市民会館撤去に伴い、旭排水機場の監視カメラ移設の必要が生じたため」とのみ記載され、事業の緊急性等に関する言及は見当たらない。その結果、県の取扱いに準拠したとは言い難い契約事務となっている。		
【指摘事項-124】	「旭排水機場年点検業務」は、競争入札に付し業者を選定するか、又は、事業の性質等を考慮して随意契約により業者を選定すべき業務であった。しかし、光都土木事務所は「指示伺」という内部決裁手続により、同排水機場の別業務である「相生港旭排水機場真空ポンプ更新工事」に業務を追加する形で委託業者に指示書を交付している。また、「指示伺」に記載された指示理由には、「機械設備について、年1回の点検が必要であり、受注者は専門業者であるため」とのみ記載され、競争入札の困難性、事業の特殊性などに関する詳細な言及は見当たらない。その結果、県の取扱いに準拠したとは言い難い契約事務となっている。	◎	254
【指摘事項-125】	坂越港大黒地区にある駐車場については、占使用料金減免基準に該当せず、「魚介類の直販販売店等設置のため」と記載された減免申請書が提出されているが、当該理由は具体性に欠け、また、事務所長の意見書及び本庁と協議が行われた資料についても確認することができなかった。		255
【指摘事項-126】	相生港相生地区への現地視察当日（令和4年10月31日）において、民間業者が海産物市場で販売業務を行っていたが、相生市が民間業者へ港湾施設用地を転貸し、当該民間業者が施設を設置して業務を実施しているのか、それとも相生市が設置した公の施設に係る指定管理業務であるのかという点が判然としなかった。港湾施設の使用目的が民間業者への転貸である場合、公共的な使用には該当せず、使用料の全額免除は困難であると考えられるが、光都土木事務所は工作物の設置許可時に、相手方が相生市であることをもって、使用料の全額免除を許可しており、使用目的に係る根拠資料を入手していなかった。	○	256
【指摘事項-127】	光都土木事務所における港湾施設使用料の単価を確認した結果、条例単価改正時に占使用システムへの単価入力適切に行われていないことによる過去の条例単価に基づき算定した使用料の徴収や区分誤りによる誤った単価での使用料の徴収、また、交付金の免除申請が提出されている漁業協同組合からの交付金徴収等により、平成27年度から令和4年度で単価誤り等による使用料徴収漏れが合計7,691千円、交付金過大徴収が合計900千円発生していた。	○	258
【指摘事項-128】	県と兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会、兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会と再委託先に係る業務委託契約書を確認した結果、業務委託内容が全く同じであり、県に報告される業務実施報告書上も兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会と再委託先のどちらが実施したものか判然としないものが散見された。		259
【指摘事項-129】	各市との間で随意契約により業務委託契約を締結しているが、随意契約理由書が未作成であった。	○	260
【指摘事項-130】	過去から継続して同じ金額で業務委託を実施しているが、予定価格調書が作成されず、契約金額を毎年度同一とすることの妥当性について評価していない。	○	260
【指摘事項-131】	相生地区港湾緑地維持管理業務委託と海岸保全施設維持管理については民間業者へ再委託しているが、委託契約書に再委託に関する条項が記載されていないなど、業務委託契約書に織り込むべき契約条項が含まれておらず、又、再委託に関する県の承諾も得ていな		260

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	かった。		
【指摘事項-132】	光都土木事務所の調製した港湾台帳を閲覧した結果、港湾施設である野積場の面積や地区名の記載等が誤っており、港湾台帳の更新が適切に行われていない。		261
【指摘事項-133】	光都土木事務所の調製した港湾台帳を閲覧した結果、赤穂港、坂越港及び相生港において、海岸保全施設である水門が記載されていた。		261
【指摘事項-134】	現地視察当日（令和4年10月31日）において、野積場、荷捌地等のいずれにも該当しない港湾施設用地が発見された。当該港湾施設用地は、港湾台帳及び埠頭用地台帳のいずれにも記載されていないにも関わらず、光都土木事務所は、事務所等の設置許可を民間業者に与えて、施設使用料を徴収していた。		261
【指摘事項-135】	エプロン部分等に未許可の工作物が設置されている、又、漁具が置かれているなど、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。		261
【指摘事項-136】	使用許可の申請が行われていないクレーンが岸壁に設置されており、不適切な状況であった。		261
【指摘事項-137】	岸壁部分に未許可の工作物が設置されている、又、漁具が置かれているなど、他の港湾施設利用者の利用を妨げる不適切な利用状況であった。		262
【指摘事項-138】	使用許可の申請が行われていないクレーンが岸壁に設置されており、不適切な状況であった。		263
【指摘事項-139】	未利用の野積場に使用許可の申請が行われていない大型クレーン車が置かれていた。		263
【意見-86】	光都土木事務所では、指名競争入札の実施に際しては、指名理由を可能な限り詳細に記録する、審議の過程で指名候補業者が変更された場合にはその理由を記録するなど、業者指名の選定プロセスの透明化を一層図るべきである。		252
【意見-87】	光都土木事務所は、県の取扱いを改めて確認し、これに準拠した事務処理を実施すべきである。	○	254
【意見-88】	光都土木事務所は、占使用料金減免基準に該当しない施設の減免を行う場合は、港湾施設利用者に対して具体的な減免理由が記載された減免申請書の提出を求め、減免理由の合理性について慎重に検討した上で、減免を行うべきである。		256
【意見-89】	光都土木事務所は、港湾施設使用料を免除する際は、合理的な根拠をもって慎重に判断すべきである。	○	256
【意見-90】	光都土木事務所では年度調定している港湾施設も多いことから、年度当初において、占使用システム上の全ての単価について、最新の条例単価と合致しているかどうかの確認を徹底すべきである。	○	259
【意見-91】	兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、再委託先との業務範囲を明確にし、それぞれ具体的な業務報告を行うとともに、再委託先が実施した業務の確認方法及び結果なども具体的に報告すべきである。		259
【意見-92】	光都土木事務所管理課が担当している各市との委託契約に係る事務処理について、多数の不備が見受けられたため、県の取扱いに従い、契約手続を適正に実施すべきである。	○	260
【意見-93】	光都土木事務所は、港湾台帳の更新手続を適時、適切に実施し、港湾台帳を適切に調整すべきである。	○	260

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-94】	収益施設として管理していない港湾施設用地に対して、設置許可を与え施設使用料を徴収することは明らかに問題であることから、光都土木事務所は、早急に港湾台帳及び埠頭用地台帳に収益施設（野積場、荷捌地など）として記載した上で、適切に管理すべきである。		261

3. 外郭団体

(1) ひょうご埠頭

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-140】	ひょうご埠頭における令和3年4月以降の取締役会議事録を確認した結果、令和3年12月16日、令和4年6月3日、令和4年6月29日に取締役会が開催されているのみであることから、会社法第363条第2項で定める取締役会の開催頻度を充たしていない。		264
【指摘事項-141】	当包括外部監査の現地調査時に、令和4年6月に支給された期末手当に係る会計処理を確認した結果、期末手当支給時に費用処理されているのみであり、令和4年3月末の計算書類において、「賞与引当金」は計上されていなかった。		265
【指摘事項-142】	ひょうご埠頭の「修繕引当金明細」に記載された案件については、企業会計原則注解18に定める引当金計上要件の内、「発生の可能性が高いこと」及び「金額を合理的に見積ることができること」の2つの要件を充足していないにも関わらず、令和4年3月期において280,000千円もの多額の修繕引当金を計上していることは適切とは言えない。	○	266
【意見-95】	ひょうご埠頭は、会社法第363条第2項に従い、3ヶ月に1回以上の頻度で取締役会を開催すべきである。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、取締役が集まる方式による取締役会の開催の他、テレビ会議等のリモート参加形式を併用した取締役会の開催も一般的に行われていることから、必要に応じて開催方法について柔軟に検討されることが望まれる。		264
【意見-96】	ひょうご埠頭は、期末において、翌事業年度に支払う期末手当については、当事業年度の負担に属する金額を見積り、「賞与引当金」として計上すべきである。		265
【意見-97】	ひょうご埠頭は、企業会計原則注解18に定める引当金の計上要件を改めて確認し、計上要件を充足する案件についてのみ修繕引当金を計上すべきである。	○	266
【意見-98】	ひょうご埠頭は、限られた人員で事務作業を行っており、事務処理の効率化を図り、事務負担の削減に努めることが望まれることから、会計システムで対応可能な帳簿については、手書き帳簿を廃止し、会計システムのみ運用に移行すべきである。なお、ひょうご埠頭では、令和4年4月から当該会計システムをクラウドシステムに変更している。そのため、専用端末以外からの閲覧等も可能となっており、令和5年度から積極的に業務を見直していくことが望まれる。		266

(2) 新西宮ヨットハーバー

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-143】	第160回書面決議の根拠となる取締役及び監査役から提出された書類を確認した結果、取締役の内、1名から提出された同意書の日付は、空欄のまま記載されておらず、同意日が確認できなかった。		268

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-144】	監査役の内、1名から提出された異議のない旨の書類には、異議のない旨の意思表示は記載されておらず、さらに、監査役3名から提出された異議の無い旨の書類には、全て日付が記載されていなかった。		268
【指摘事項-145】	令和3年12月1日付で作成された第160回取締役会議事録に記載されている「取締役全員が提案された事項に同意し、かつ各監査役から異議が述べられなかった」という記載は、不実の内容である。		268
【指摘事項-146】	新西宮ヨットハーバーの第160回取締役会については、会社法第370条及び定款第24条第2項に規定される書面決議の要件を欠いている。		268
【指摘事項-147】	第162回書面決議の根拠となる取締役及び監査役から提出された書類を確認した結果、監査役の内、1名からは異議のない旨の書類は提出されていなかった。		268
【指摘事項-148】	令和4年3月14日付で作成された第162回取締役会議事録に記載されている「取締役全員が提案された事項に同意し、かつ各監査役から異議が述べられなかった」という記載は、不実の内容である。		268
【指摘事項-149】	新西宮ヨットハーバーの第162回取締役会については、会社法第370条及び定款第24条第2項に規定される書面決議の要件を欠いている。		268
【指摘事項-150】	令和3年6月から令和4年6月に開催された取締役会の議事録を確認した結果、取締役会へ出席率の低い取締役、監査役が確認された。		269
【指摘事項-151】	県から承認を受けた利用料金（露店その他仮設工作物：1平方メートルにつき1日45円）ではなく、独自に定めた利用料金（1平方メートルにつき1日50円）に基づき利用料金を計算し、正規の利用料金よりも過大に徴収している例が発見された。		271
【指摘事項-152】	ジャパンマリーナアライアンスのメンバーが尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設を利用した場合には、県から利用料金の減免に関する承認を得ていないにも関わらず、利用料金の5割を減額する措置を講じていた。		272
【指摘事項-153】	施設利用者向けの「艇置契約料金のご案内」において、使用期間を制限する旨を記載することは、県港湾条例に適合していない。		273
【指摘事項-154】	令和3年度管理運営評価シートを確認した結果、業務の再委託の状況に関して、「当社施設と一体となった管理運営による経費削減を行っており、直営可能業務以外の業務については再委託を入札によって行っている。」とされているが、令和3年度の植栽管理業務については、入札は行われていない。		274
【指摘事項-155】	令和3年度管理運営評価シートでは、再委託の業務として警備業務、植栽管理業務、清掃管理業務のみ記載されており、設備管理業務の記載が漏れている。		274
【指摘事項-156】	令和3年度の植栽管理業務は随意契約により契約が締結されているが、決裁書上、新西宮ヨットハーバー経理規程第46条第2項但書に定める随意契約事由のいずれに該当するか及びその理由が明記されておらず、また、経理規程第46条第4項に定める予定価格の設定も行われていない。		274
【指摘事項-157】	業務の再委託の状況に関して記載不備や不実の記載が行われているにも関わらず、指定管理者及び施設所管課の評価が最高評価の「◎」とされている点には、疑問を持たざるを得ない。	○	274
【指摘事項-158】	特定の業者1者のみから下見積りを徴取し、その下見積り金額を予定金額の決定に利用していることは、入札の透明性、公正性、公平性の観点に照らして適切ではない。		275
【指摘事項-159】	設計仕様を変更し、予定価格を見直した場合には、見直し後の予定価格に基づき、入札を再度実施すべきであるが、再入札手続を経る		275

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	ことなく随意契約により外部業者と平成 30 年度清掃業務委託契約を締結したことは、経理規程第 46 条に反する取扱いである。		
【指摘事項-160】	再委託承諾申請書類及び新西宮ヨットハーバーが発行した承諾書には、再委託業務の範囲が記載されておらず、新西宮ヨットハーバーの担当者に確認した結果、殆ど全ての業務について再委託されているとのことであった。再委託業者は、業務履行能力を有すると認められる者を予め指名した上で実施する「指名競争入札」により選定されており、また、指定管理業務の内、清掃業務については殆ど全てが新西宮ヨットハーバーとは全く別の業者に再々委託される結果、指定管理者として新西宮ヨットハーバーを指定している意義を喪失させることに繋がることから、当該再々委託は不合理と言わざるを得ない。		277
【指摘事項-161】	新西宮ヨットハーバーが県に提出した令和 3 年度精算報告書を閲覧した結果、実績金額を記載すべき精算報告書の支出項目の殆どに計画金額が記載されており、収入金額と支出金額が一致した形で報告されていた。	○	277
【指摘事項-162】	新西宮ヨットハーバーの精算報告書に不相当と思われる報告内容が含まれているにも関わらず、県が令和 3 年度管理運営評価シートの収支状況における収支計画と実績の評価を S 評価の「◎」としている点については、甚だ疑問である。	○	277
【指摘事項-163】	港湾施設使用者が、県港湾条例第 9 条の 2 に基づき使用料の全部又は一部の減免を受ける場合、使用期間の更新の都度、「占使用料金等の減免申請書」を提出しなければならないが、新西宮ヨットハーバーは、平成 4 年設立当初から供用開始までは港湾施設使用料及び港湾水域占用料を全額減免とし、供用開始後は 50%減免とする旨の減免申請書を平成 4 年 10 月 15 日付で提出しているのみで、それ以後、減免申請書を提出していない。	○	279
【指摘事項-164】	現在、使用料を全額減免している駐車場は、広く一般に開放し利用料金を収受している収益施設であり、また、使用料を 50%減免している各施設のうち、特にクラブハウスについては、レストランやギャラリーショップ等で料金を収受している収益施設である。これらの減免率は、明確な根拠に基づき設定されているものではなく、また、「港湾及び海岸における占使用許可事務の運用通達の改正及び占使用許可事務の取扱いについて」に定める「占使用料金減免基準」では営利目的や収益を目的とする場合は減免対象外とされていることとの平仄を欠いていることから、現在実施されている使用料減免の合理性については疑問が残る。	○	279
【意見-99】	新西宮ヨットハーバーは、第 160 回取締役会決議の手續に係る今後の対応を可能な範囲で講じるとともに、法人の運営に際しては法令及び定款を遵守する必要があることを強く認識すべきである。なお、取締役会決議の手續については、今後同様の事態が発生しないよう注意すべきである。		268
【意見-100】	新西宮ヨットハーバーは、第 162 回取締役会決議の手續に係る今後の対応を可能な範囲で講じるとともに、法人の運営に際しては法令及び定款を遵守する必要があることを強く認識すべきである。なお、取締役会決議の手續については、今後同様の事態が発生しないよう注意すべきである。		268
【意見-101】	新西宮ヨットハーバーでは、各取締役及び監査役が取締役会の出席義務を適切に果たし、代表取締役の職務執行を適切に監督、監査すべきである。		269

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-102】	新西宮ヨットハーバーは、港湾施設利用者から利用料金を徴収する際、県から承認を受けた利用料金に基づき適切に計算すべきである。		271
【意見-103】	利用料金を5割減額する措置は、新西宮ヨットハーバーが承認を受けた減免基準の内、「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の生徒又は学生が、クラブ活動として使用する場合」、「兵庫県又は新西宮ヨットハーバー株式会社が後援する行事に参加するために使用する場合」に相当するものであり、ジャパンマリーナアライアンスのメンバーであることのみを理由とした減免に対して、それらと同一の減免率を適用することについては、公共性、公平性の観点からは疑問が残る。新西宮ヨットハーバーは、ジャパンマリーナアライアンスのメンバーに対する減免措置を実施する場合には、県港湾条例第17条の2第4項に従い県の承認を受ける必要があるが、県は、施設の公共性、他の使用料減免基準との公平性等を十分に考慮し、慎重に検討すべきである。		272
【意見-104】	新西宮ヨットハーバーは、指定管理施設の適切な管理運営を確保するため、指定管理者に応募する際に県に提出する事業計画書で使用期間の定めを提案して承認を受けるなどの対応をすべきである。		273
【意見-105】	新西宮ヨットハーバーは、管理運営評価シートを事実に従い適切に作成するとともに、県は当該評価シートの記載につき慎重に確認すべきである。	○	274
【意見-106】	新西宮ヨットハーバーは、競争入札を実施するにあたり、必ず複数の業者から下見積りを徴取した上で、予定価格の決定を行うべきである。		275
【意見-107】	新西宮ヨットハーバーは、今後、入札不調により、予定価格を見直した場合には、経理規程第46条に基づき入札を再度実施すべきである。		276
【意見-108】	指定管理者制度の趣旨に鑑みした場合、指定管理業務の再々委託は原則として避けるべきであり、仮に再々委託をせざるを得ない状況に至った場合には、新西宮ヨットハーバーは、県と慎重に協議の上、再々委託を承諾するか否かを決定すべきである。		277
【意見-109】	新西宮ヨットハーバーは、精算報告書の支出金額については、収入と一致した金額を記載するのではなく、実績金額を報告すべきである。実績金額の支出項目の内、指定管理業務とその他に対して共通的に発生した支出については、合理的な按分基準（例えば、人員配置や面積比など）を用いて適正に算定すべきである。	○	278
【意見-110】	県は、新西宮ヨットハーバーから提出された精算報告書の正確性や妥当性について、形式的なチェックに留まらず、実効性のあるチェックを行うべきである。	○	278
【意見-111】	新西宮ヨットハーバーは、港湾施設使用料の減免を申請する場合には、具体的な減免理由を記載した「占使用料金等の減免申請書」を提出すべきである。	○	279
【意見-112】	県は、社会経済情勢の変化や学生・県民に開かれた施設としての新西宮ヨットハーバーの各施設の利用状況等を踏まえ、減免の要否も含め、新西宮ヨットハーバーに対する適切な港湾施設使用料を改めて検討し、設定すべきである。	○	279
【意見-113】	県は、新西宮ヨットハーバーに対する適切な使用料を検討する際には、交付金の対象施設か否かについても、改めて精査すべきである。		282

4. 指定管理施設

(1) 全般的事項

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-165】	県は、東播磨港小型船舶係留施設と姫路港網干沖小型船舶係留施設の公募の募集期間を、合理的な理由もなく、「指定管理者の公募に関するガイドライン」が定める募集期間（原則として2ヶ月程度）よりも短く設定しており、同ガイドラインに反する取扱いを行っている。	◎	283
【指摘事項-166】	令和3年度の指定管理者の内、東播磨港小型船舶係留施設と姫路港網干沖小型船舶係留施設については、公募により指定管理者が選定されており、選定に際しては、指定管理者候補者選定委員会の審査が行われている。しかし、選定委員会における議事内容（要旨）が県ホームページ等により公表されておらず、「指定管理者の公募に関するガイドライン」に反する取扱いが行われている。	◎	284
【指摘事項-167】	尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設等他2施設に係る指定管理者を選定した際の決裁書に記載された指定基準適合理由は、「第三セクター」という抽象的な理由の記載にとどまり、「指定管理者の公募に関するガイドライン」に記載された評価項目や審査の視点が欠落していると言わざるを得ない。	◎	286
【指摘事項-168】	あいおいアクアポリスについては、企業の継続性に懸念を抱かざるを得ない経営状態であるにも関わらず、県は、指定基準適合認定理由として、「相生市、中小医業基盤整備機構、民間企業により設立した第三セクターであり、必要な経理的基礎を有している。」という紋切型の理由のみを挙げていたことは、検討が不十分であると言わざるを得ない。	○	287
【指摘事項-169】	特定の者を指名する施設の条件に合致するため、非公募により指定管理者を選定する場合には、指定基準適合認定理由に記載された決裁書が県の内部で回覧されるのみで、非公募とした理由や特定の者の指定理由等の情報は公表されない。そのため、「公の施設の管理の業務に関する計画が管理の業務の適正かつ確実な実施のために適切なるものであること」、「公の施設の管理の業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎を有するものであること」、「公の施設の管理の業務を適正かつ確実に実施するために必要な技術的能力を有するものであること」の3つの基準を十分に満たしているかどうかを外部から確認することができず、選定過程の透明性や公平性が十分に確保できていない。	◎	287
【指摘事項-170】	港湾課が所管する公の施設について、施設の態様等は類似しているにも関わらず、所管する班によって基本協定書の協定項目が大きく相違することは、指定管理業務の水準の不均衡等を生じさせる要因となり、不合理である。	◎	289
【指摘事項-171】	尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設等を始めとする港湾課管理班が所管する公の施設に係る指定管理者との基本協定書では、県の「指定管理者の公募に関するガイドライン」に挙げられている協定事項の多くが、合理的な理由無く記載されていない。	◎	291
【指摘事項-172】	港湾課管理班が所管する5施設に係る基本協定書では、指定管理業務の全部又は主要業務を含む大部分を再委託することを制限する条項が定められておらず、指定管理者制度の趣旨に照らして、不適切である。	◎	293
【指摘事項-173】	夢舞台から提出された施設管理業務完了報告は、県が、管理の実態を把握する上で必要な情報（管理業務の実施状況、利用状況等）が殆ど記載されていない。	○	295
【指摘事項-174】	県は、管理の実態を把握する上で必要な情報が殆ど記載されていないにも関わらず、これを看過し、何らの指導も行わず、施設管理業	◎	295

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	務完了報告を受領している。		
【意見-114】	県は、新たに令和4年7月に「指定管理者制度に関するガイドライン」を公表しており、その中で公募の募集期間については「最低でも2ヶ月は確保」としていることから、今後は同ガイドラインに沿って、公募の募集期間を適切に設定すべきである。	◎	283
【意見-115】	県は、新たに令和4年7月に「指定管理者制度に関するガイドライン」を公表しており、その中で選定委員会の議事要旨について、審査結果と併せて県ホームページで公表し、審査過程の透明性の確保に努めることとしていることから、今後は同ガイドラインに沿って、選定委員会の議事要旨を県ホームページで公表すべきである。	◎	284
【意見-116】	県は、非公募により指定管理者を選定する場合にも、非公募の理由や特定の者の指定理由等の情報を県ホームページへの掲載等を通じて公表し、選定過程の透明性や公平性を確保すべきである。	◎	287
【意見-117】	県は、新たに令和4年7月に「指定管理者制度に関するガイドライン」を公表しているが、港湾課が所管する公の施設については、施設の態様の類似性等を考慮し、当ガイドラインに挙げられた協定事項を基本協定書に織り込むなど、当ガイドラインに沿って、指定管理者制度を適切に運用すべきである。	◎	291
【意見-118】	県は、新たに令和4年7月に「指定管理者制度に関するガイドライン」を公表しているが、港湾課管理班が所管する公の施設については、当ガイドラインに従い、第三者への業務の再委託を制限する規定を適切に織り込むべきである。	◎	293
【意見-119】	県は、夢舞台に対して、管理業務の実施状況や利用状況等、管理の実態を把握する上で必要な情報を記載した実績報告書を提出するよう、適切に指導及び監督すべきである。	○	295

(2) 相生港那波旅客来訪船舶棧橋（指定管理者：あいおいアクアポリス）

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-175】	相生港那波旅客来訪船舶棧橋に係る管理に関する協定書上、指定管理者であるあいおいアクアポリスは、施設の利用状況を月報にまとめ、四半期ごとに県へ報告することとされているが、県への報告資料を閲覧した結果、半期ごとの報告しか行われていなかった。		296
【指摘事項-176】	あいおいアクアポリスが県に提出した令和3年度の収支決算報告書を確認した結果、収支決算報告書に記載された各収支項目の金額は、殆どが不正確な金額であった。	○	296
【指摘事項-177】	県は、前年度との比較や予算の範囲内かどうかの形式的なチェックしか実施しておらず、各収支項目に記載された金額の正確性について適切なモニタリングを実施していないため、収支決算報告書が不正確であることを看過していた。	○	296
【指摘事項-178】	定期旅客船、定期旅客船以外、ビジターの3区分の利用料金が存在するが、例えば、屋形船であればビジターの利用料金を、作業船であれば定期旅客船以外の利用料金を適用するといった各利用料金の適用船舶に関する明確な基準がなく、利用者にとって分かりにくいものとなっている。		298
【指摘事項-179】	あいおいアクアポリスは、債務超過状態が継続し、企業の継続性が危ぶまれる状況であることから、指定管理の継続が困難となる恐れが生じていたと考えられるが、県に対して当該状況を報告していない。これは、相生港那波旅客来訪船舶棧橋に関する指定管理者申請要項に反している。	◎	300

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-180】	県は、あいおいアクアポリスが、令和2年12月に経営改善計画を策定し、相生市から100百万円の補助金を交付されなければならないほど経営状態が悪化している状況を把握しておらず、あいおいアクアポリスに対する管理・監督が不適切であると言わざるを得ない。	◎	300
【意見-120】	あいおいアクアポリスは、基本協定書に基づき、月報を四半期ごとに県に報告すべきである。		296
【意見-121】	指定管理業務が適切に行われたことを確認する上では、実績報告書に指定管理業務に関する収支が「漏れなく」「正確に」記載されていることが非常に重要であるため、あいおいアクアポリスは、当年度における正確な実績数値の報告を徹底し、県は形式的なチェックではなく、実効性のあるモニタリングを行うべきである。	○	297
【意見-122】	あいおいアクアポリスは、次期指定期間から、県の承認を受けて各利用料金の適用船舶の基準を設け、利用者に分かり易く明示すべきである。		298
【意見-123】	県は、経営改善計画の進捗状況や資金繰りの状況を定期的に確認するなど、あいおいアクアポリスに対する管理・監督を強化すべきである。	◎	301

(3) 尼崎西宮芦屋港利便機能付係留施設（指定管理者：兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会）

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-181】	利用料金の延滞金は、利用料金に付随して発生する収入であり、指定管理業務の一つである「施設の使用に係る料金の収受」に該当すると考えられることから、事業報告書の収支計算書に含めて報告すべきであるが、令和3年度に徴収した延滞金（16千円）について、事業報告書の収支計算書への記載が漏れていた。		302
【指摘事項-182】	兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、多目的広場の利用者から利用料金を徴収（令和3年度：2,780千円）しているが、利用料金は県港湾条例等で定められたものではなく、自主事業を実施する上で法人独自で定めたものである。そのため、本来、兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、県に対して多目的広場の使用許可申請を行い、許可を得る必要があるが、一部（サッカーゴールポスト設置部分（2.93㎡）、グラウンド利用上の注意看板設置部分（1.26㎡））を除き、使用許可を得ていない。		303
【指摘事項-183】	兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、多目的広場において自主事業を実施する場合、県から使用許可を得るべきであるが、その際、県は、多目的広場の公益性等を考慮し、県港湾条例第9条の2に基づく使用料の減免を検討すべきである。		303
【指摘事項-184】	指定管理者申請要項上、自主事業の実施に当たっては、予め県と協議した上で、承認を得ることとされていることから、兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、多目的広場の利用料金体系などについて県の承認を得ておく必要があるが、自主事業に係る協議及び承認は行われていない。		303
【指摘事項-185】	兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会と再委託先との間の業務仕様書を確認した結果、業務仕様書には詳細かつ具体的に業務内容が記載されているが、実際には行っていない業務も業務仕様書に記載されているなど、再委託契約における委託業務範囲が不明確となっているものが散見された。		304
【指摘事項-186】	兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、小型船舶係留施設維持管理業務の一部を第三者に再委託する際、業務委託契約書で定められた事前承諾手続等を行っていなかった。		305

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-187】	県と兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会、兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会と再委託先に係る業務委託契約書を確認した結果、業務委託内容が全く同じであり、県に報告される業務実施報告書上も兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会と再委託先のどちらが実施したものか判然としないものが散見された。	○	305
【指摘事項-188】	兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会から民間企業（正会員）と団体（正会員）に維持管理業務を委託しているが、兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会と団体（正会員）は契約しておらず、民間企業（正会員）と団体（正会員）との間で別途業務委託契約を締結しているとのことであり、実際の取引と契約関係との間に齟齬が生じている。	○	307
【指摘事項-189】	上記と業務内容が全く同じ契約書が交わされているものの、実績報告書が確認できない不透明な契約であり、県から支払われた委託料が兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会を経由して民間企業（正会員）に還流していることから問題である。	○	307
【指摘事項-190】	按分比率に用いている用役比は、各事業の規模感という曖昧な基準に基づき算出されたものであり、収入割合や人員割合等の具体的な基準に基づき算出されたものではないため、各事業に按分された経費が合理的であるとする論拠は乏しい。		308
【意見-124】	兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、利用料金の延滞金について、事業報告書の収支計算書に含めて適切に報告すべきである。		302
【意見-125】	兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、自主事業の実施に当たっては、利用料金体系を含む事業内容について、県と協議し承認を得るべきである。		303
【意見-126】	兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、令和3年度では、自主事業の実施により 19,957 千円の収入を得ている（西宮駐車場利用収入：16,412 千円、自動販売機収入：764 千円、多目的広場利用収入：2,780 千円）が、事業報告書には、自主事業の実施状況や収支状況が記載されていない。		303
【意見-127】	兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、県と協議し承認を得た自主事業の実施状況及び収支状況について、実績報告書へ記載し、県に報告すべきである。		304
【意見-128】	兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、正会員に指定管理業務を再委託する場合、標準の仕様書を安易に使用するのではなく、両者間で業務範囲を明確にした上で、実態に即した業務仕様書に基づき、契約を締結すべきである。		304
【意見-129】	兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、委託業務の再委託を行う場合、業務委託契約書上の再委託の取扱いを慎重に確認し、県への事前承諾手続を適切に実施すべきである。	○	305
【意見-130】	兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、再委託先との業務範囲を明確にし、それぞれ具体的な業務報告を行うとともに、再委託先が実施した業務の確認方法及び結果なども具体的に報告すべきである。	○	305
【意見-131】	兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、実際の取引に即した透明性のある委託契約を締結すべきである。	○	307
【意見-132】	兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、合理的な按分比率に基づき算出した経費を基礎として年度収支計算書を作成し、県に報告すべきである。		308

(4) 尼崎西宮芦屋港来訪船舶係留施設等（指定管理者：新西宮ヨットハーバー）

3（2）参照